

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

福祉基盤課福祉人材確保対策室

# 目 次

## 重点事項

### 第1 福祉・介護人材確保対策等について

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 福祉・介護人材確保対策の推進                    | 1  |
| 2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について | 9  |
| 3 都道府県における介護人材の需給推計について             | 9  |
| 4 介護福祉士資格について                       | 10 |
| 5 その他の福祉・介護人材確保の推進                  | 13 |

### 第2 外国人介護人材の受入れについて

- |   |    |
|---|----|
| 1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて    | 17 |
| 2 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与等について          | 18 |
| 3 技能実習制度への介護職種の追加について                   | 19 |
| 4 介護福祉士国家試験に合格した技能実習生等への在留資格「介護」の付与について | 20 |

## 連絡事項

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保対策等について | 21 |
| 2 外国人介護人材の受入れについて            | 33 |

## 参考資料

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 都道府県福祉人材センター事業実施状況               | 41 |
| 2 都道府県福祉人材センター・バンクにおけるハローワークとの連携状況 | 55 |
| 3 福利厚生センター関係資料                     | 56 |
| 4 日本社会事業大学関係資料                     | 60 |
| 5 中央福祉学院 平成30年度社会福祉研修実施計画          | 62 |
| 6 国立保健医療科学院において実施する研修(平成30年度(案))   | 64 |

# 第1 福祉・介護人材確保対策等について

## 1 福祉・介護人材確保対策の推進

### ① 2020年代初頭に向けた介護人材確保の方向性

「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに、求められる介護サービスを提供するための人材の確保として、2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人（※）の介護人材の確保に取り組む必要がある。また、2025年には、約38万人（※）の需給ギャップが生じると推計されており、施策効果を検証しつつ、継続的な取組が必要である。

※ 今後、各都道府県において、第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしており、数字は変わりうる。

これまで、介護職員の処遇改善のほか、「離職した介護人材の呼び戻し」、「新規参入促進」、「離職防止・定着促進」の3つの視点で対策を進めているところであるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指すべき姿については、平成27年2月の福祉人材確保専門委員会報告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しているところであるが、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保していくには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進に重点的に取り組むことが必要である。

また、平成29年10月4日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」をとりまとめたところであり、まんじゅう型から富士山型への実現に向けた具体的な対応として、介護職のチームによるケアの推進に向けたリーダーの育成や今後求められる介護福祉士像に即した介護福祉士の養成に向けたカリキュラムの見直し、介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入などに取り組んでいく必要がある。

このため、平成 29 年度第一次補正予算（案）や平成 30 年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

## ② 介護福祉士修学資金等貸付制度の活用促進について

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算において再就職準備金の創設及び拡充を図り、各都道府県に事業の実施に係る貸付原資等を配分したところであるが、平成 29 年度補正予算においても、平成 29 年 9 月に在留資格「介護」が創設されたことに伴い、今後介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の増加が見込まれることから、こうした者が介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の貸付原資等の充実（約 14 億円）を図ることを盛り込んでいる。これに併せて、これまでに交付した貸付原資等を直近の実施要綱に基づき活用できることとする等を内容とした実施要綱の改正を行った。

厚生労働省では、今年度、リーフレットを作成してハローワークや関係団体を通じて貸付事業の周知を図ったところであるが、各都道府県におかれては、管内のハローワークや関係団体と適宜連携を図りつつ貸付事業の周知に努めていただくとともに、これまでに交付された貸付原資等を積極的に活用することにより、外国人留学生を含め国内の介護福祉士等の資格取得を目指す者や介護職に再就職しようとする者の支援に取り組んでいただきたい。

なお、平成 29 年地方分権改革に関する提案募集において、介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認めてほしいとの提案があったが、これまでも、平成 29 年度補正予算やそれ以前に交付した財源に係る各貸付事業への配分については実施主体の裁量により可能であるので改めてご承知いた

だきたい。また、これまでに交付した貸付原資等について、できる限り早期の執行が望ましいが、例えば、交付を受けてから3年を経過したとしても、引き続き、それ以降に当該貸付原資等を活用することは可能である。

### ③ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進

#### ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成27年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、平成30年度予算案においても、60億円を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

平成30年度予算（案）においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

#### <介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業>

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

入門的研修の研修内容や研修時間数等については、様々な地域で取り組んでいただけるよう、今年度末を目途にお示しする予定である。なお、入門的研修の研修内容については、介護職員初任者研修等の既存の研修や来年度から創設・実施される生活援助従事者研修との一部研修科目の読み替えも可能となるよう検討している。

#### <将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業>

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される若年世代への介護の専門性や意義を伝える取組や外国人留学生を確保するための積極的なPR、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組とし

て、外国人留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

#### ＜介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業＞

##### ○ 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部について助成する。

##### ○ 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

外国人留学生の受入を円滑に進めるため、留学を希望する者と介護福祉士養成施設あるいは介護施設等とをつなぐマッチング支援団体を事業実施主体として選定し、留学を希望する者からの情報収集や日本の介護福祉士養成施設等に関する情報提供、現地における合同説明会の開催などの実施に必要な経費に対して助成する。

## **イ 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について**

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、P D C Aサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、平成 29 年度の目標の達成状況及び平成 30 年度の目標設定について報告をお願いする予定でいるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労

働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

## **ウ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について**

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援している。

当該事業に取り組む都道府県は徐々に増えてきてはいるものの、多くの都道府県では取り組まれていないことから、今後、都道府県で認証評価制度の導入を推進し、人材育成等に積極的な事業所の横展開を図るため、認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定を予定しているので、ご承知おき願いたい。

## **エ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について**

平成 29 年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においてとりまとめられた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームのリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

現在、介護福祉士会において、厚生労働省の補助事業として中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上研修モデル事業を実施しており、介護職のチームのマネジメント力を高めていくためのモデル研修を行っている。当該研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」

を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれたい。

また、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を活用することも可能であるので、職能団体等とも協力しつつ取り組まれたい。

## オ 多様な人材層に応じたマッチングの機能強化について

平成 28 年 3 月 31 日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県福祉人材センターの機能強化が図られたところであり、都道府県福祉人材センターでは、地方公共団体やハローワークなどの関係機関及び関係団体との連携に努めることとされている。

一方、ハローワークにおける人材確保支援の充実を図るため、介護分野などの人手不足感が特に顕著な分野でのマッチング支援の強化として、「人材確保対策コーナー」を拡充するとともに、関係機関との連携強化など、就職支援の取組を強化することとしている。

については、都道府県福祉人材センターにおいて、関係機関等との連携を積極的に行い、マッチング機能をさらに強化するため、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業」等を活用し、都道府県福祉人材センターにおける体制を強化いただくようお願いしたい。

## ④ 被災地における福祉・介護人材の確保

福島県相双地域等（※）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、

飯舘村、葛尾村、川内村)並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、また、平成 28 年 6 月には葛尾村及び川内村、7 月には南相馬市、平成 29 年 3 月 31 日には、飯舘村及び川俣町において避難指示解除準備区域等の解除が行われたところであり、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、平成 30 年度予算（案）においては、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30 万円→50 万円）や貸付対象者の拡大を図るとともに、新たに全国の介護施設等からの応援職員に対する支援を行うなど、東日本大震災復興特別会計に 2.0 億円を計上し、取組の充実を図ることとしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

## ⑤ 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組

福祉・介護人材の確保にあたっては、主に地域医療介護総合確保基金等を活用し、各都道府県において地域の実情に応じた取組を進めていただいている。

しかしながら、全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るとともに、介護の魅力や ICT・介護ロボットなどを導入した最新の介護現場を PR するなど、多様な人材の参入を促すための取組として、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの構築に取り組むこととしているので、ご承知おき願

いたい。

## ⑥ 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成 24 年 4 月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き、適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底されたい。

また、平成 28 年度からは、介護福祉士の業務として喀痰吸引等が位置付けられ、介護福祉士資格の指定登録機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した行為を登録することにより、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施することが可能となったが、平成 28 年度の介護福祉士国家試験合格者及び介護福祉士養成施設卒業者から、介護福祉士の養成課程で医療的ケア（喀痰吸引等）を学習することが必須となったため、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施する者が増加すると考えられる。

介護福祉士として喀痰吸引等を実施するためには、必ず実地研修を修了して登録することが必要となるが、介護事業所等において実地研修を行う場合や、実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合は、従来、認定特定行為業務従事者に特定行為を行わせる場合の「登録特定行為事業者」の登録（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条）とは別に、「登録喀痰吸引等事業者」の登録（同法第 48 条の 3）が必要となるので、ご了知の上、機会をとらえて登録特定行為事業者等に注意喚起を呼びかけるなど、適切な登録管理をお願いしたい。

また、都道府県が行う喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成が可能であり、2025 年に向けた医療的ニーズに対応するため急務である、喀痰吸引等を実施することができる介護人材の養成推進のため、また、受講希望者の居住する都道府県において登録研修機関が少ないなどの理由により喀痰吸引等研修を受講できないため、他の都道府県に受講しに行かなければならないという声もあることから、喀痰吸引等研修の受

講を希望する者に対する研修機会の確保について、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

## 2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成 29 年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっており、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

## 3 都道府県における介護人材の需給推計について

都道府県における介護人材の需給推計については、各市区町村で策定した第 7 期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を基に、介護人材の需要と供給について、推計し直す必要がある。

今後、都道府県で実施いただいた需給推計の最終推計値の提出をお願いすることとなるので、介護保険事業（支援）計画の担当者とよく連携しつつ、推計方法等について確認いただくとともに、前回と同様の方法で推計を行った場合でも、この間、制度改正や報酬改定等が行われていること等を踏まえ、推計結果が妥当かどうか等の確認・分析を行った上で、提出をお願いしたい。

なお、報告いただいた結果については、厚生労働省においてとりまとめの上、夏頃を目途に公表する予定である。

また、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した介護人材確保策を以下に留意の上、記載し、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

(留意点)

- ・ 需給推計の結果を踏まえ、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を記載する。
- ・ 2025年だけでなく、2020年代初頭も視野に入れた人材確保策を記載する。

#### 4 介護福祉士資格について

##### ① 介護福祉士養成施設卒業者に係る国家試験の義務づけについて

介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上や社会的評価の向上を図る観点から、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、これまでは介護福祉士養成施設の卒業をもって介護福祉士となる資格を有することができたが、平成29年度以降の卒業者については、国家試験の受験資格を付与し、5年間をかけて試験義務づけを漸進的に導入することとした。

なお、その際、平成29年度卒から平成33年度卒までの養成施設卒業者（以下「経過措置対象者」という。）については、国家試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間（育児休業等をした場合は当該休業期間を加えて最長10年間）は介護福祉士となる資格を有することができる経過措置を設けている。さらに、経過措置対象者は、卒業日の属する年度の翌年度4月1日から継続して介護業務に5年間（育児休業等をした場合は当該休業期間を加えて最長10年間のうち、当該休業期間を除いた期間）従事した場合、国家試験に合格しなくても経過措置期間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有することができることとしている。

## ② 3年間の実務経験により受験する場合の実務者研修の義務づけについて

### ア 実務者研修について

実務経験ルートにおける介護福祉士国家試験の受験資格については、従来からの要件である3年以上の実務経験に加え、平成28年度から、実務経験だけでは十分に修得できない体系的な知識・技術を修得するための実務者研修の修了が新たな要件として追加された。

この実務者研修の受講については、従前から、①受講時間の短縮（600→450時間）、②既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③通信課程の活用等、働きながらも研修を受講しやすいよう負担軽減策を実施しているほか、実務経験ルートから介護福祉士資格の取得を目指す受験者を支援するため、

- ・ 実務者研修の受講費用について、介護福祉士になった後2年間介護現場で従事した場合に返還を免除する受講費用の貸付事業（20万円を貸付。介護福祉士修学資金等貸付事業の内数）や、
- ・ 介護事業所等において、職員が実務者研修を受講する際の代替職員を雇い上げる経費に対する補助（地域医療介護総合確保基金の内数）

などにより、実務者研修を受講しやすい環境整備を図っているところである。

こうした実務者研修の受講支援は、介護現場で働く介護人材のキャリアアップを推進する観点から、更なる普及を図る必要があると考えており、介護現場のニーズも高い事業であると考えられるため、各都道府県におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

### イ 実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を入手することができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から①施設（事業）種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、

雇用契約書、勤務表等)により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職(退職・事業者の廃業)時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いしたい。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いしたい。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

### ③ 介護福祉士養成カリキュラムの見直しについて

介護福祉士の養成過程におけるカリキュラムについては、平成 27 年 2 月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書において、現行のカリキュラム改正を平成 29 年度を目途に行い、一定の周知期間を確保しつつ、順次導入を進め、教育内容の充実を図ることとされている。このため、今年度、同専門委員会において介護福祉士に求められる役割など介護人材が担う機能やキャリアパスのあり方について議論を行うとともに(平成 29 年 10 月報告書とりまとめ)、これを踏まえ、今年度中に同カリキュラムを見直し、関係法令及び通知の改正を行い、平成 30 年度の周知期間を経た後の平成 31 年度より 4 年制大学から順次施行していくこととしているので、ご承知おきいただきたい。平成 34 年度の介護福祉士試験から見直し後のカリキュラムを適用することとしており、修業年限に応じて適切に見直し後のカリキュラムが反映されるよう、管内の介護福祉士養成施設等への周知を図られたい。なお、社会福祉士の養成課程におけるカリキュラムについては、来年度に見直しを行う予定である。

### ④ 福祉系高校の教員要件に係る経過措置について

福祉系高校の教員については、介護福祉士等の資格を取得後 5 年間の実務経験や

介護福祉士等の資格を有し一定の研修を修了することの要件が設けられているが、そのうち研修要件に関しては、福祉教科の高校教員免許状を有する者であって一定の間に福祉系高校の教員となった者については、平成 29 年度末までの経過措置として当該研修を修了したものとみなすこととされている。当該経過措置期間について、現在、文部科学省とも相談しつつ、当該経過措置期間の延長等をするための関係法令の改正を今年度内に行うことを検討しているところである。詳細は別途お示しするが、あらかじめご承知おきいただきたい。

## 5 その他の福祉・介護人材確保の推進

### ① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

### ② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

#### ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識

・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成 26 年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○ 専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成 30 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 30 年 3 月 3 日 (土)	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ~ 2 月 14 日 (水)
平成 30 年 3 月 18 日 (日)	平成 30 年 2 月 27 日 (火) ~ 3 月 9 日 (金)

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 30 年 3 月 3 日 (土)	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ~ 2 月 14 日 (水)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

### ③ 行政手続コストの削減について

行政手続のコスト削減については、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)及び「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方として、行政手続簡素化の3原則(①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、②同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則、③書式・様式の統一))が示され、各省庁は基本計画を策定し、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされた。

基本計画では、行政手続のうち件数の多い主なものについて当該行政手続コストにかかる削減方策等が定められ、その中で登録喀痰吸引等事業者の登録申請等に係る手続についてもコスト削減に向けた取組が求められている。このため、都道府県におかれては、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録申請、名称等の変更の届出、喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出といった行政手続に関して、以下の取組に努めていただき、行政手続コストの削減の推進を図られたい。

- ・ 申請や届出に係る書類の提出方法について、窓口における手続対応が必要な場合や事業者の意向等の場合を除き、可能な限り郵送や電子申請での方法によること。
- ・ 手続に必要な提出書類について、必要以上に不要な添付書類の提出を求めないこと。
- ・ 申請書や届出書等の様式に係る記入例を作成するとともに、その充実、改善に努めること。
- ・ 申請や届出に係る手続に関する申請者等からの相談に関し、可能な限り相談対応体制の充実を努めること。
- ・ 申請に対する処分に関し、標準処理期間を定めるとともに、ホームページにおいて公表すること。
- ・ 登録申請があった際、可能な限り早期に審査処理を行い処理期間の短縮に努めること。

また、申請者から電話等により審査に係る進捗状況の問い合わせがあった場合に

は、当該状況について情報提供（回答）を行うこと。

#### ④ 職業安定法の改正による職業紹介事業者に関する情報提供について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日成立）により、平成 30 年 1 月 1 日から、職業紹介事業者は厚生労働省の「人材サービス総合サイト」において、職業紹介の実績等の情報提供を行うことが義務付けられた（※）。具体的には、無期雇用労働者のうち就職から 6 ヶ月以内に離職した者（解雇された者を除く。）の数等の情報提供が義務付けられたところであり、無料職業紹介事業者である都道府県福祉人材センターにおいては、職業紹介を行った者に係る就職 6 ヶ月後の状況を把握し、情報提供を行う必要がある。

このため、職業紹介を行った者の就職 6 ヶ月後の状況を円滑に把握できるよう、福祉人材システム（COOL システム）の改修を行う予定であるが、それまでの間については、各施設・事業所から都道府県福祉人材センターに対して、当該センターを介して就職した者の 6 ヶ月後の状況を情報提供するよう依頼するなど、都道府県福祉人材センターが行う円滑な情報提供にご協力いただくよう、管内の施設・事業所に対して周知願いたい。

※ [http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171018\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171018_2.pdf)

## 第2 外国人介護人材の受入れについて

### 1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

#### ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、これまで3,529人の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、544名が資格を取得している。（平成29年10月1日現在）

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

#### (i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内、1回限り）。

#### (ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

## イ 平成 30 年度の受入れスケジュール

平成 30 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入れ枠となっており、受入れ調整機関である（公社）国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 30 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

## ウ EPA 介護福祉士の就労範囲への訪問系サービスの追加について

EPA 介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知の発出を行った上で、告示の改正を行い、平成 29 年 4 月から EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加した。

## 2 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与等について

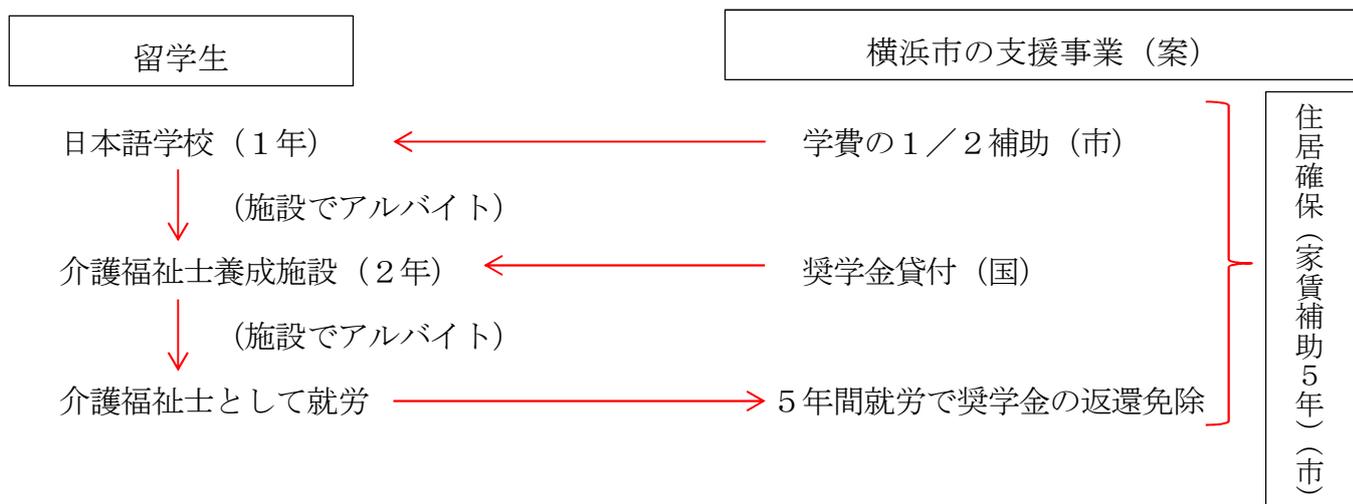
介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布され、平成 29 年 9 月 1 日から施行された。

また、円滑に留学生を受け入れられるよう、平成 29 年度補正予算において、介護福祉士修学資金の充実を図っているほか、平成 30 年度予算案において、介護福祉士を目指す留学生等の日常生活に関する相談支援等の体制を整備する事業（詳細は連絡事項の「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」を参照）を盛り込んでいる。

さらに、「地域医療介護総合確保基金」に、介護福祉士を目指す留学生向けに奨学金等を支給する介護施設等に対する補助（※）や介護福祉士資格の取得を目指す留学生と介護施設、介護福祉士養成施設等をマッチングする事業者に対する補助などの支援事業を新たなメニュー事業として追加する予定である。（詳細は連絡事項の「介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設」を参照）

(※) 留学生支援のスキーム例（横浜市における取組み）

ベトナムの市、大学、職業訓練校と連携して、介護福祉士資格の取得を目指す留学生を横浜市に受け入れることを目指し、国の補助も活用しながら日本語学校や介護福祉士養成施設の学費支援を実施するほか、市独自に家賃補助などの住居確保策を講じるなど、留学生の生活面のサポートを行う予定。（平成 30 年度～）



このような自治体独自の取組について事例を収集し、今後、情報提供していくこととしたい。

### 3 技能実習制度への介護職種の追加について

平成 29 年 11 月 1 日に介護職種が追加された技能実習制度については、同年 9 月 29 日に介護職種の固有要件を告示した。技能実習生の受入れに向けて、現在、技能実習機構において、監理団体からの許可申請、実習実施者からの技能実習計画の認定申請に基づき、審査等を行っている。

また、技能実習生の技能の修得等が円滑に行われるよう、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムや自己学習のための WEB コンテンツの開発などを行い、技能実習生の日本語学習環境の整備を行っている。

※ 技能実習における介護職種の申請等の状況

- ・ 監理団体許可（平成 30 年 2 月 15 日現在） 申請 219 件、うち許可 155 件
- ・ 技能実習計画認定（平成 30 年 2 月 15 日現在） 申請 30 件、うち認定 0 件

#### 4 介護福祉士国家試験に合格した技能実習生等への在留資格「介護」の付与について

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、介護分野における技能実習等で 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格し、介護福祉士資格を取得した外国人に在留資格「介護」を認めることとされたところ、今後、関係省庁と連携して、具体的な内容について検討を進める。

# 福祉・介護人材確保対策等について

## 第1 「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保対策等について

# 福祉・介護人材の確保対策等について

## 1. 現状と課題

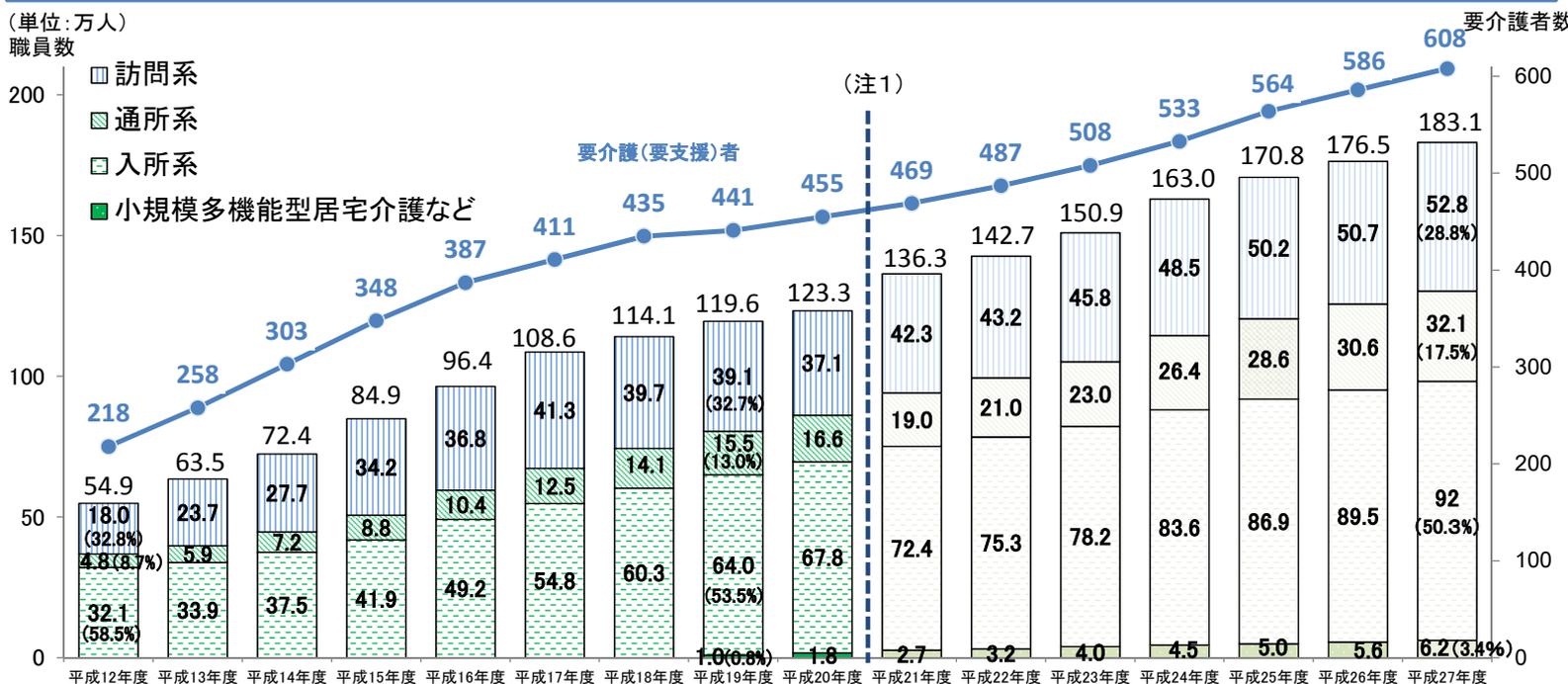
- 「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに、求められる介護サービスを提供するための人材の確保として、2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人(※)の介護人材の確保に取り組む必要がある。また、2025年には、約38万人(※)の需給ギャップが生じると推計されており、施策効果を検証しつつ、継続的な取組が必要。  
 ※ 今後、各都道府県において、第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしており、数字は変わらう。
- このため、介護職員の処遇改善のほか、潜在介護人材の呼び戻し、新規参入促進、離職防止・定着促進等の観点から、
  - ・ 離職した介護人材への再就職準備金貸付制度の創設や介護福祉士を目指す学生への奨学金制度の拡充
  - ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した、各都道府県が地域の実情に応じて実施する「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する取組への支援
 など、総合的に取り組んできている。
- しかしながら、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられ、これまで以上に取組を強化していく必要がある。
- また、平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことに伴い、今後、外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加すると見込まれるなど、介護福祉士を目指す外国人留学生等の受入環境の整備が必要である。

## 2. 今後の取組

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護人材確保のための総合的な対策に取り組みつつ、今後、さらなる処遇改善を行うほか、アクティブ・シニア等の活躍促進や介護の魅力の普及啓発などの新たな対策を講じることにより、「介護離職ゼロ」の実現に向けて必要な介護人材の確保に取り組んでいく。
- 平成30年度予算案においては、中高年齢者等の介護未経験者向けの入門的研修を創設し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援や介護福祉士養成施設における人材確保の取組に対する支援、介護福祉士を目指す外国人留学生の受入環境を整えるための支援を地域医療介護総合確保基金のメニューに新たに位置付ける。また、国においても、介護の仕事に対するイメージを変えていくための取組として、介護を知るための体験型イベントの開催などに取り組む。

## 介護保険制度施行以降の介護職員数の推移

介護保険制度の施行後、要介護(要支援)認定者数は増加しており、サービス量の増加に伴い、介護職員数もこの15年間で約3.3倍に増加している。

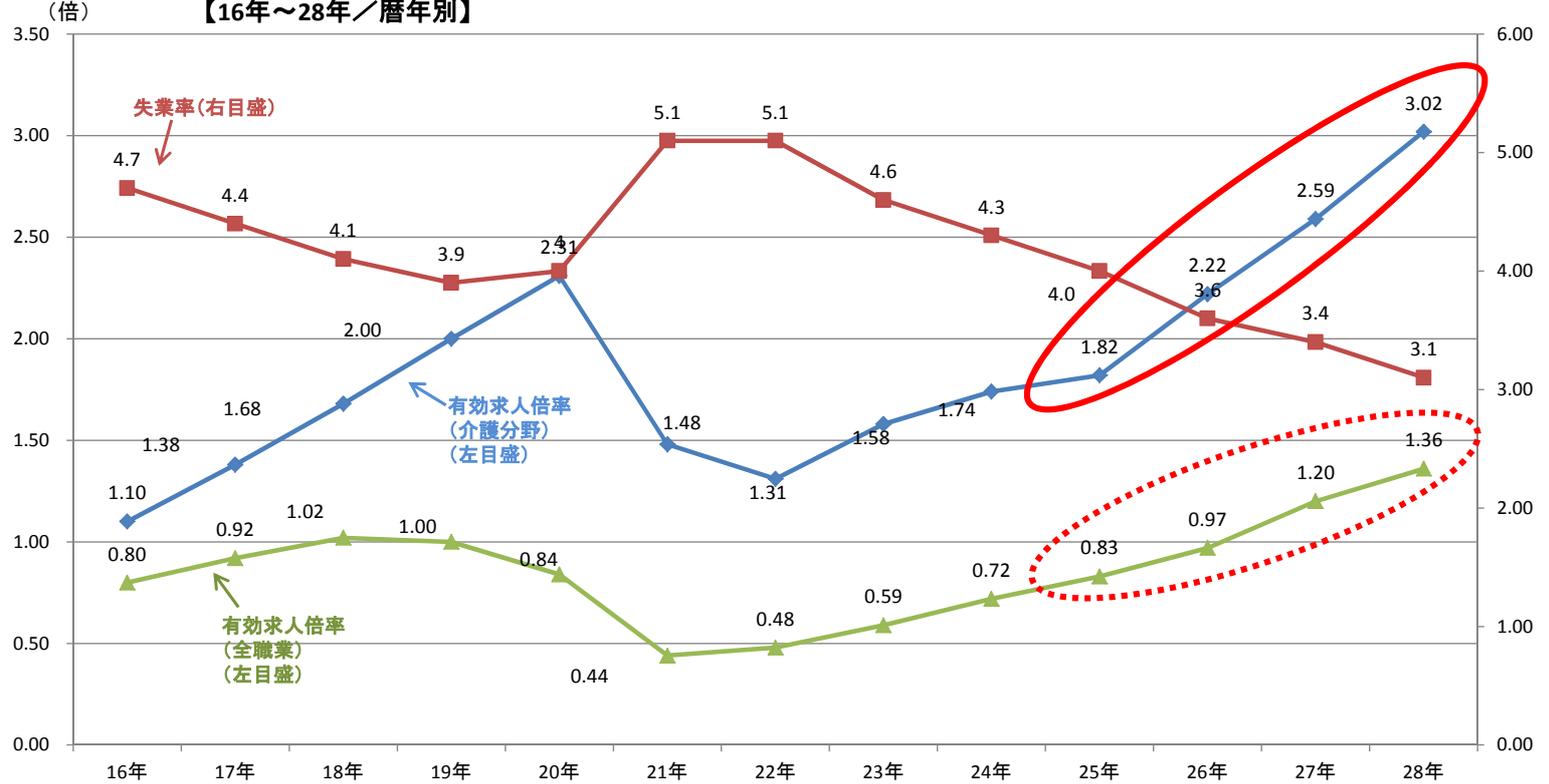


【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

# 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向(有効求人倍率と失業率の動向)

○ 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。

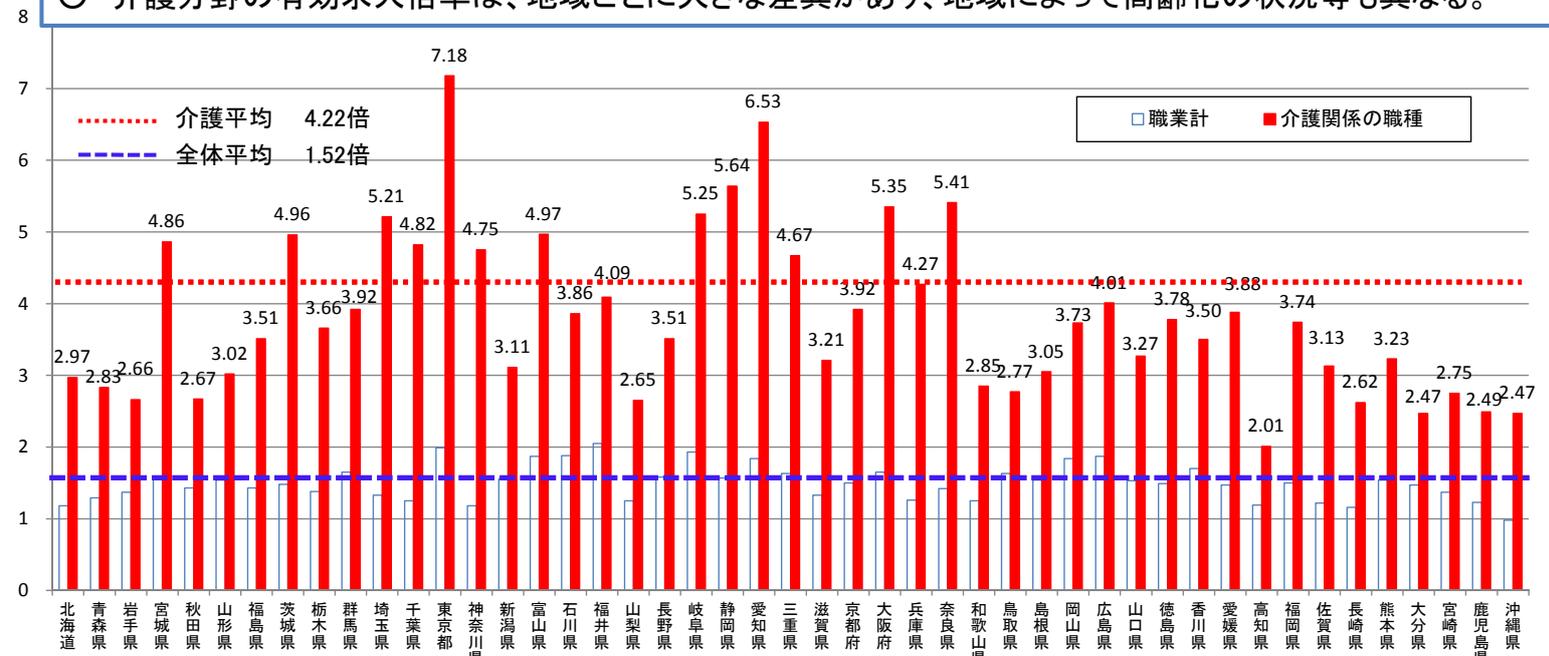
有効求人倍率(介護分野)と失業率  
【16年～28年/暦年別】



注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。  
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

## 地域ごとの状況(都道府県別有効求人倍率(平成29年12月)と地域別の高齢化の状況)

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」(注)介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※ 数字は75歳以上人口。<>内は、全体の人口に占める割合。( )内は、2010年との比較を倍率で示したもの。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年	58.9万人	56.3万人	79.4万人	84.3万人	66.0万人	123.4万人		25.4万人	11.9万人	18.1万人	1419.4万人
<>は割合	<8.2%>	<9.1%>	<8.8%>	<9.5%>	<8.9%>	<9.4%>		<14.9%>	<16.6%>	<15.5%>	<11.1%>
2025年	117.7万人	108.2万人	148.5万人	152.8万人	116.6万人	197.7万人		29.5万人	13.7万人	20.7万人	2178.6万人
<>は割合	<16.8%>	<18.1%>	<16.5%>	<18.2%>	<15.9%>	<15.0%>		<19.4%>	<22.1%>	<20.6%>	<18.1%>
( )は倍率	(2.00倍)	(1.92倍)	(1.87倍)	(1.81倍)	(1.77倍)	(1.60倍)		(1.16倍)	(1.15倍)	(1.15倍)	(1.53倍)

# 2020年代初頭に向けた総合的な介護人材確保対策(主な取組)

## これまでの主な対策

## 今後、さらに講じる主な対策

### 介護職員の 処遇改善

(実績)月額平均5.3万円相当の改善

- 月額平均1万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

◎ 2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、更なる処遇改善を実施予定

### 多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付
- いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備金貸付(人材確保が特に困難な地域では貸付額を倍増)

- ◎ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援
- ◎ 介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援

### 離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- ◎ 介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定

### 介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進

- ◎ 介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)

### 外国人材の受 入れ環境整備

- 在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

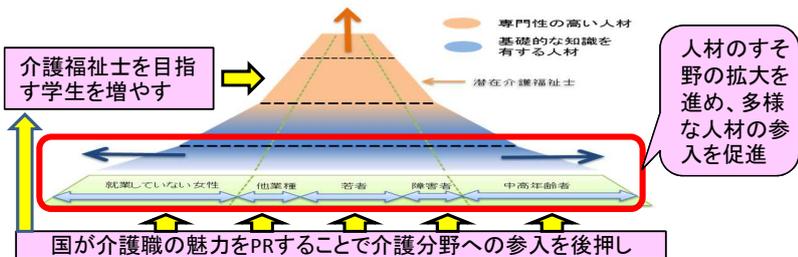
2020年代初頭までに約25万人を確保

## 平成30年度予算(案)における介護人材確保対策の全体像

### 現状に対する問題意識

- ・ 景気の回復とともに、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準となっており、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定される。
- ・ 介護人材のすそ野を拡げ、介護未経験者の参入を促進するとともに、介護福祉士を目指す学生を増やしていくことが喫緊の課題。

### 介護人材確保の目指すべき姿



### <平成30年度予算(案)の全体像>

都道府県等による取組

- ✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組(60億円)

#### 【平成30年度の新規施策】

- ✓ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設

#### 【平成30年度の新規施策】

- ✓ 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進に係る事業の創設
- ✓ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境の整備

- ✓ 介護福祉士修学資金や再就職準備金などの返還免除付き貸付制度の活用促進

※平成29年度補正予算(案)により、介護福祉士修学資金等の充実を図る(14億円)

#### 【平成30年度の新規施策】

- ✓ 介護福祉士を目指す外国人留学生等の日常生活等に関する相談支援等の体制整備(1.3億円)

### 中高年齢者等の参入促進

### 学生等若年世代の参入促進

### 海外からの留学生の受入れ



国による取組

#### 【平成30年度の新規施策】(2.3億円)

- ✓ 介護の仕事の魅力をPRするなど、福祉・介護の体験型のイベントを全国で開催
- ✓ 国や都道府県の施策情報などの情報を発信するためのプラットフォームを構築

国が主体となり、介護職に対するイメージを<sup>24</sup>変えていくための取組や国・都道府県の施策情報などの情報を発信していくためのプラットフォームを構築し、積極的にPRすることで介護人材確保対策を推進

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援(新規)
- 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進(新規)
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備(新規) 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
  - ・ 喀痰吸引等研修
  - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
  - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

労働環境・処遇の改善

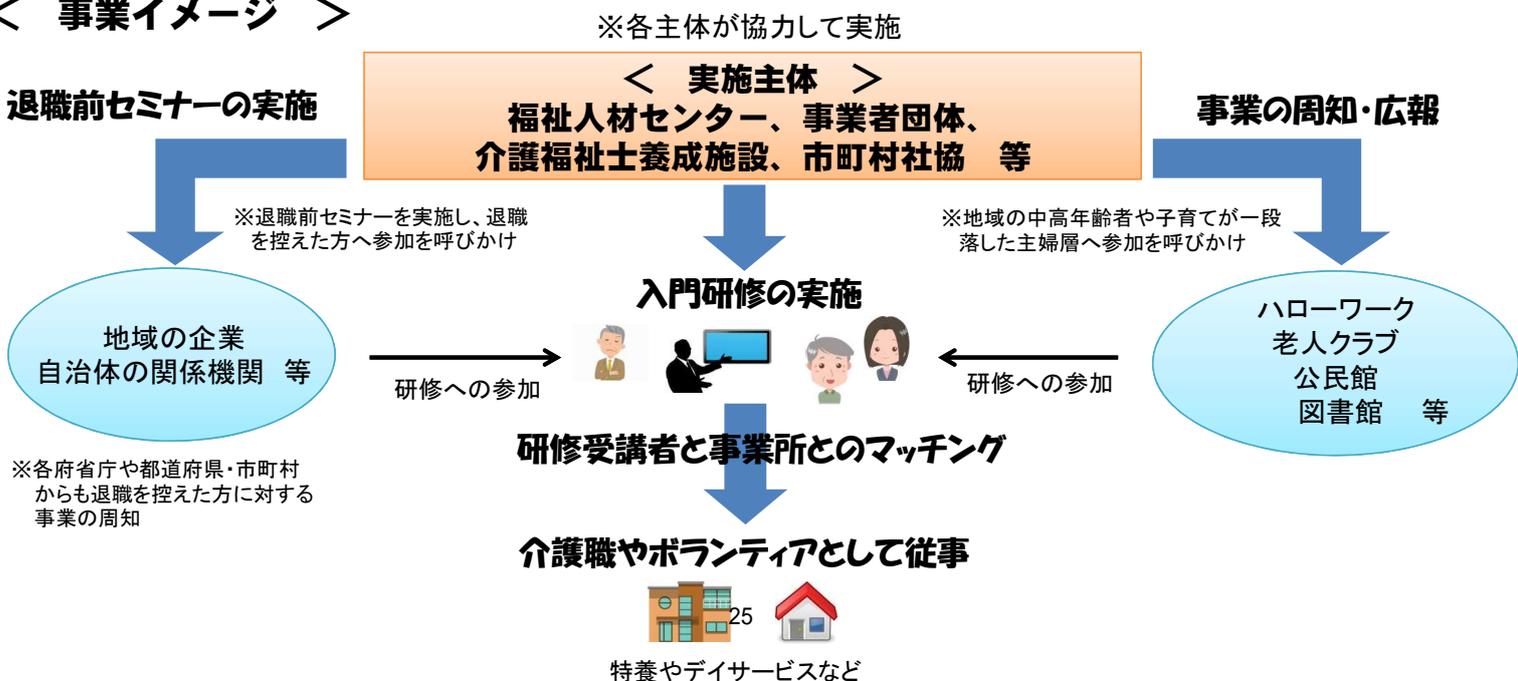
- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
  - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
  - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

**新** 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設  
【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

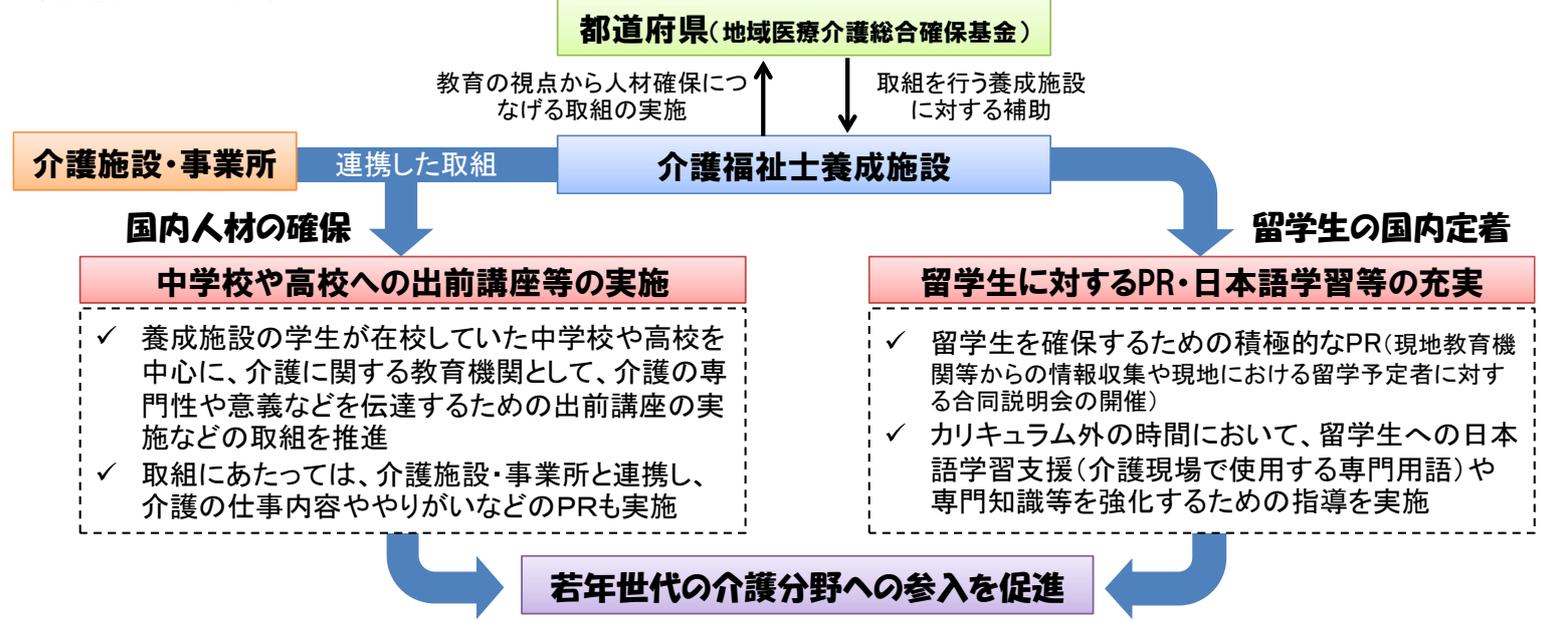
< 事業イメージ >



# 【新】 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

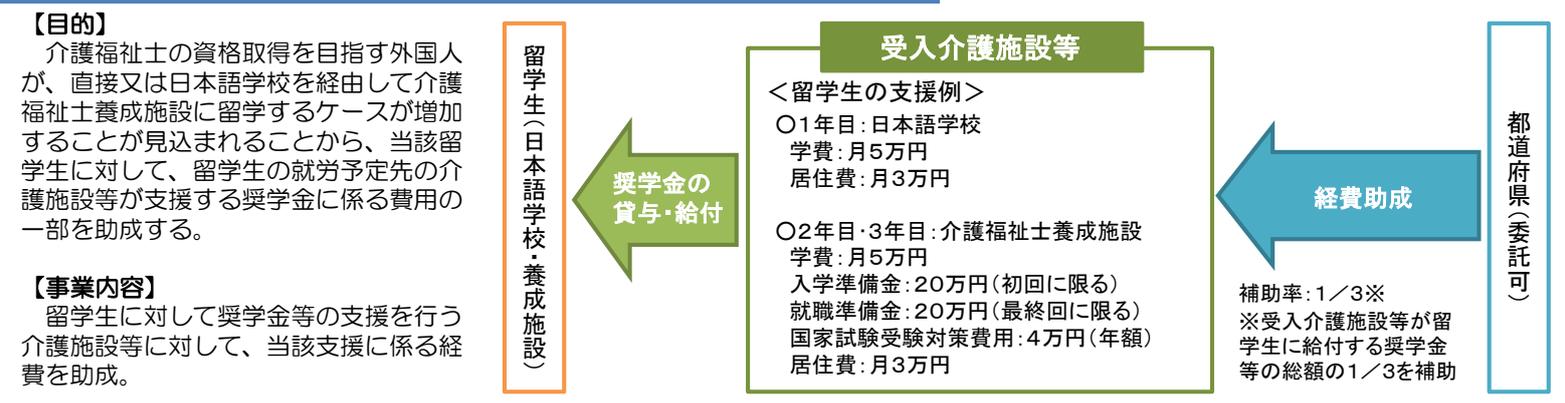
- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少してきており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

## ＜事業イメージ＞

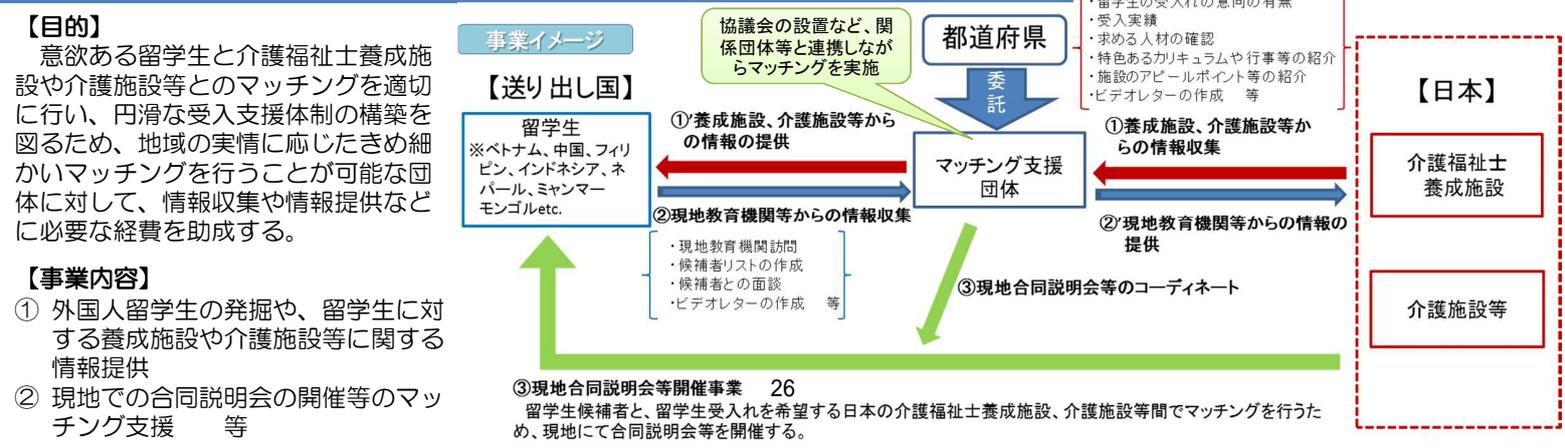


# 【新】 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

## 1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業



## 2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業



# 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)における優先配分について

○ 平成30年度の基金(介護従事者確保分)の配分において、中高年齢層の新規参入(研修受講支援を含む)等に資する以下の事業について、優先配分を検討。

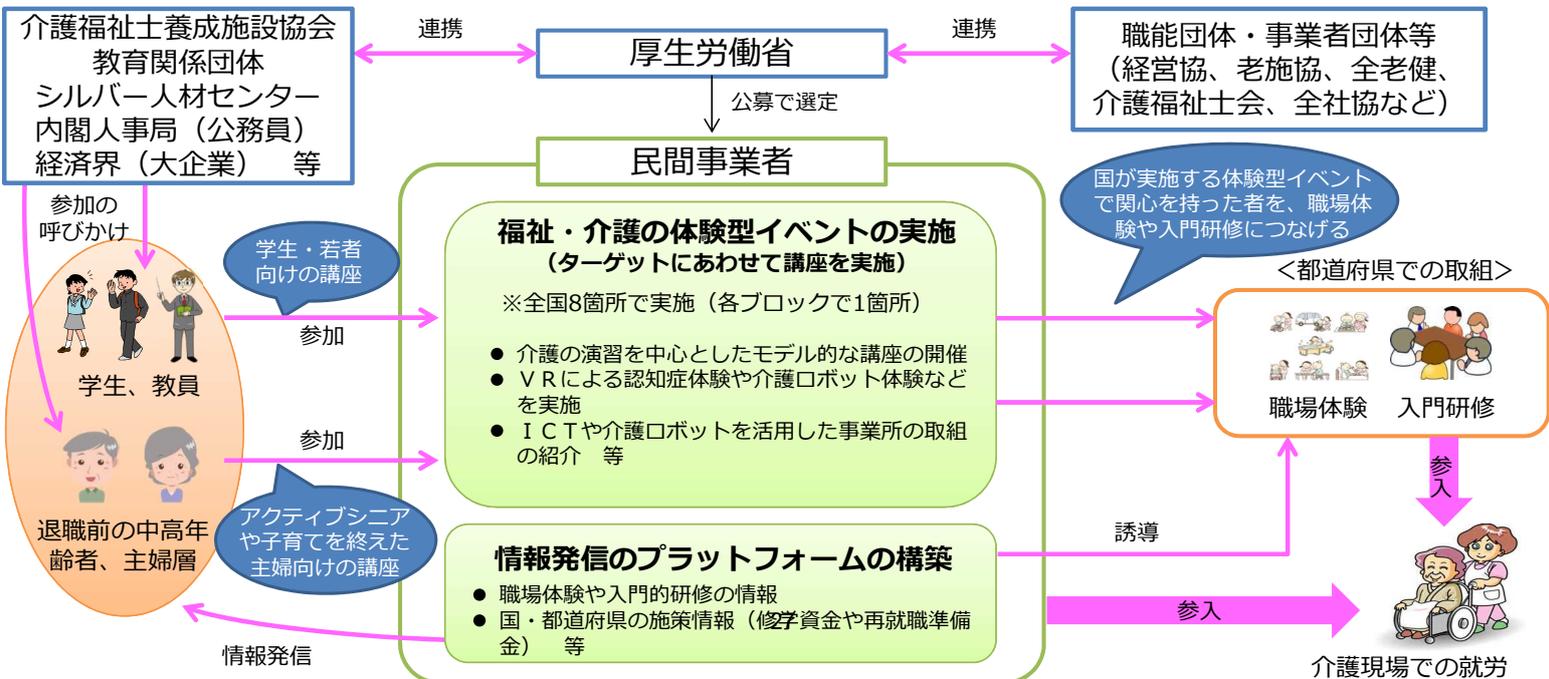
	事業名	事業例
中高年齢者等の参入促進	介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業(新規)	中高年齢者など多様な人材が介護分野に参入しやすくなるよう、入門的研修や生活援助従事者研修(仮称)の受講に係る費用を支援するとともに、研修受講後の事業所とのマッチングまでを一体的に実施
	ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	ボランティアセンター、シルバー人材センター、福祉人材センターの3者が連携し、介護分野での就労意向のある中高年齢者を掘り起こすとともに、介護事業所とのマッチングを実施
	介護未経験者に対する研修支援事業	介護職員初任者研修(130時間)や介護福祉士資格取得に係る実務者研修等の受講に係る費用を支援
認証制度	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	都道府県において、介護人材の離職防止などに取り組む事業所の認証評価制度の導入・運営に係る費用を支援

## 介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業について

平成30年度予算額(案): 2.3億円

- 福祉系高校・福祉系大学等の学生や教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、介護関係の養成団体や事業者団体、職能団体などの多様な関係団体と連携しつつ、福祉・介護の体験型のイベントを全国で開催するとともに、職場体験等の情報発信のためのプラットフォームを構築する。
- イベントでは、各都道府県が取り組む上で参考となる演習を中心としたモデル的な講座を開催し、さらにVR等を活用した福祉・介護体験、ICTや介護ロボットの活用事例の紹介など、最新の介護現場を正しく知る機会とする。
- また、情報発信のためのプラットフォームでは、国の施策の周知や各都道府県で実施している職場体験・入門的研修の情報、就職フェアの開催情報、発信力のある若手職員やセカンドキャリアとして働いている職員からのメッセージなども発信し、介護現場で働くイメージを高めつつ、介護現場での就労につながる内容とする。
- 国が開催するイベントへの参加者を都道府県が実施する職場体験や入門研修につなげることで、国の取組と都道府県の取組を一体的に行い、人材の確保を推進していく。

### < 事業イメージ >



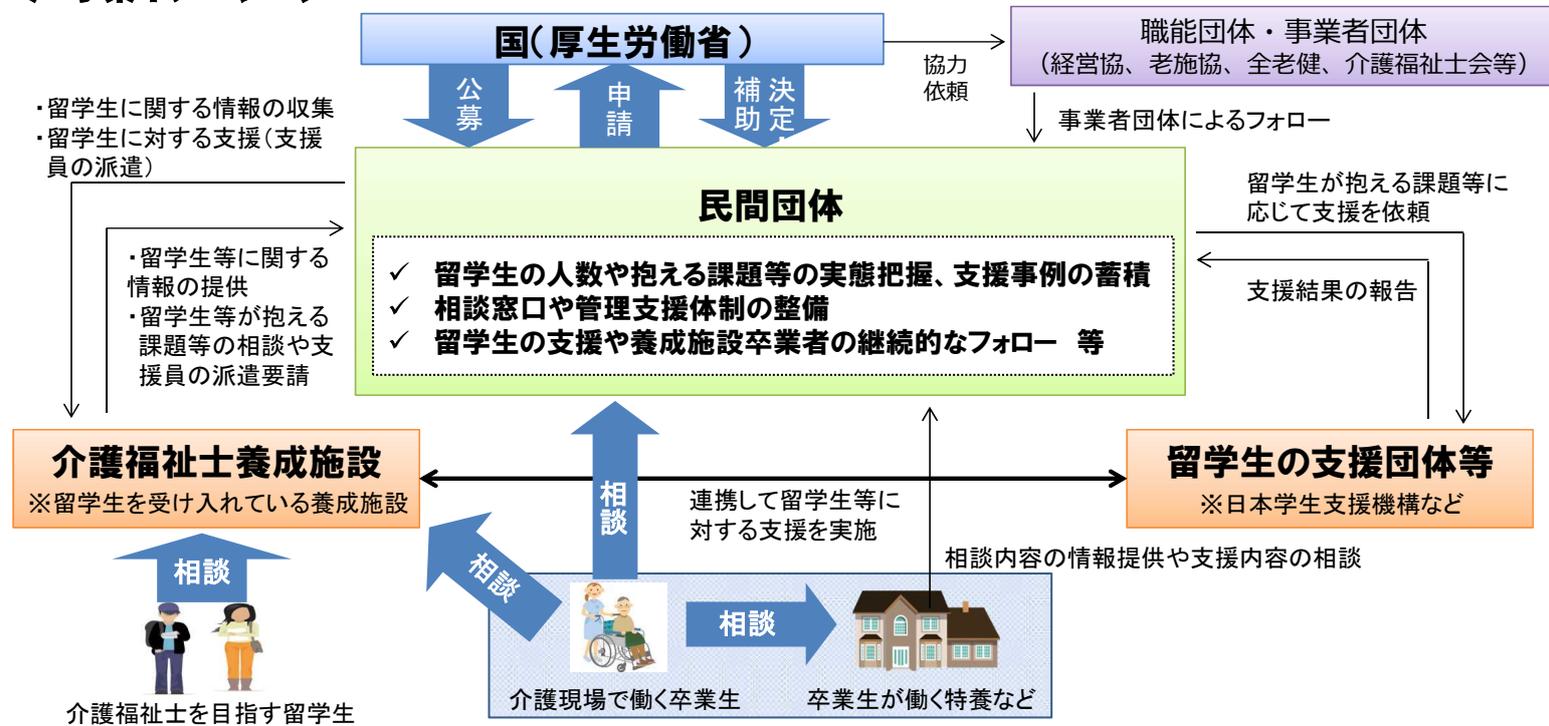
# 介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

平成30年度予算額(案)  
1.3億円

- 在留資格「介護」の創設により、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが考えられる。
- こうした人材については、介護現場における専門人材としての活躍が期待されることから、日本での日常生活面における支援や就職後における悩み等に対する相談支援など、在学中や養成施設卒業後の継続的なフォローを実施していくことが重要である。
- このため、介護福祉士を目指す外国人留学生等の実態把握や日常生活面における支援を実施するなど、相談支援等の体制整備を図る。

## < 事業イメージ >

※全国を4ブロックに分け、ブロック単位で支援を実施



# 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額(案) 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

## 事業実施スキーム

### 養成施設入学者への修学資金貸付け

#### ○ 貸付額(上限)

#### 介護福祉士養成施設修学者

- ア 学費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)等

#### 【実施主体】

都道府県又は  
都道府県が適当と認める団体



貸付

#### 【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



在留資格「留学」により  
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設  
の学生

卒業、  
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで  
在留資格「介護」により長期滞在可能

# 「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策

平成29年12月1日  
第16回経済財政諮問会議  
加藤厚生労働大臣説明資料

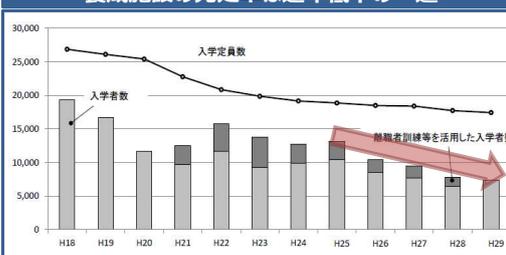
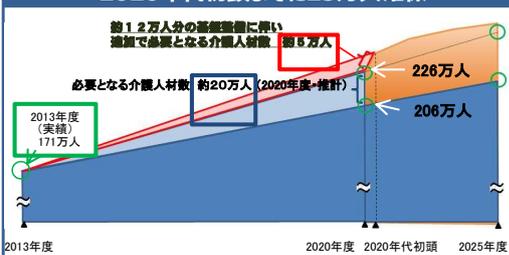
深刻な介護人材不足に対応するため、**更なる処遇改善**を行うほか、**中高年齢者・外国人**の活躍促進、**介護ロボット**の活用等、**関係省庁と緊密に連携し、総合的な対策**を講じる。

## 深刻化する介護人材の状況

### 2020年代初頭までに25万人確保

### 介護分野の需給状況は逼迫

### 養成施設の充足率は近年低下の一途



## 対策Ⅰ 中高年齢者・外国人など多様な人材の活用

- 介護分野への**アクティブ・シニア**等の新規参入を促す。
- 在留資格「**介護**」や**技能実習介護**の**受入れ環境を整備**し、意欲ある**留学生・技能実習生**の活躍を推進する。

### アクティブ・シニア、子育てを終えた女性の活躍推進

介護分野を「見る」「知る」きっかけ作りとして、**介護の不安解消**のための**入門的研修等の創設・受講支援**

- ①国、自治体、関係団体が一体となって、入門的研修の受講と修了者に対する**マッチング**を推進
- ②国家公務員の退職準備セミナー等で実施**《内閣人事局と連携》**
- ③経済界に働きかけ、従業員の受講を**勧奨**

### 外国人介護人材の受入れ環境整備

- 入国前**
  - ・現地の優良な**日本語学校**の認証制度創設、優良な**送出国**のリスト化**《健康・医療戦略室と連携》**
- 入国後**
  - ①**技能実習生**に対し、**介護福祉士の資格取得を支援**し、当該資格取得者の**在留資格「介護」**での受入れを検討**《法務省と連携》**
  - ②**養成施設の留学生**への**介護福祉士修学資金**の貸付推進、受入施設が支給する在学期間中の奨学金や生活費の負担を軽減
  - ③**多言語音声翻訳システム**の利活用の実証**《総務省と連携》**
- 入国支援**
  - ・**留学生のマッチング**に向けた事業者団体等の活動を支援

## 対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 生産性向上**等による負担軽減、**雇用管理の改善**・採用の支援を通じ、職員の**離職防止・定着促進**を図る。

- ①**介護ロボットの活用**推進の加速化**《経産省と連携》**
- ②**ICTの活用**推進の加速化
- ③施設**開設時の人材募集・研修の支援**の充実
- ④人材育成に積極的な事業所の横展開を図るため、**事業所の認証制度**の創設を検討

## 対策Ⅲ 介護に関する教育など介護の魅力の普及啓発

- 教育**その他日常生活のあらゆる場において**介護の魅力・楽しさを発信**し、介護分野への**若者**の新規参入を促す。

- ①新中学校学習指導要領技術・家庭科において「**介護に関する内容の充実**」が図られたことを踏まえ、中学校を含む現場の**教員向け研修**の実施を支援**《文科省と連携》**
- ②養成施設の学生が、地域の介護施設等と連携して中学・高校で**出前講座**を実施し、**生徒、教師、保護者の介護に対するイメージを刷新**

## 第7期介護保険事業計画を踏まえた介護人材の需給推計について

- 介護人材の需給推計については、各都道府県において、第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づき推計いただいた結果、2025年における需給ギャップは約38万人となっている。
- 今後、市区町村が策定した第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において、介護人材の需給推計を実施していただく。
- 各都道府県におかれては、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した取組を記載し、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

<現在公表している需給推計(確定値)>

第6期介護保険事業計画によるサービス見込み量等に基づく推計	2020年代初頭	2025年
介護人材の需要見込み	231万人	253万人
介護人材の供給見込み	206万人	215万人
需給ギャップ	25万人	38万人

第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス利用者数等に基づき、各都道府県において介護人材の需給推計を実施

介護保険事業支援計画への介護人材確保策の記載

### < 需給推計を実施する際の留意点 >

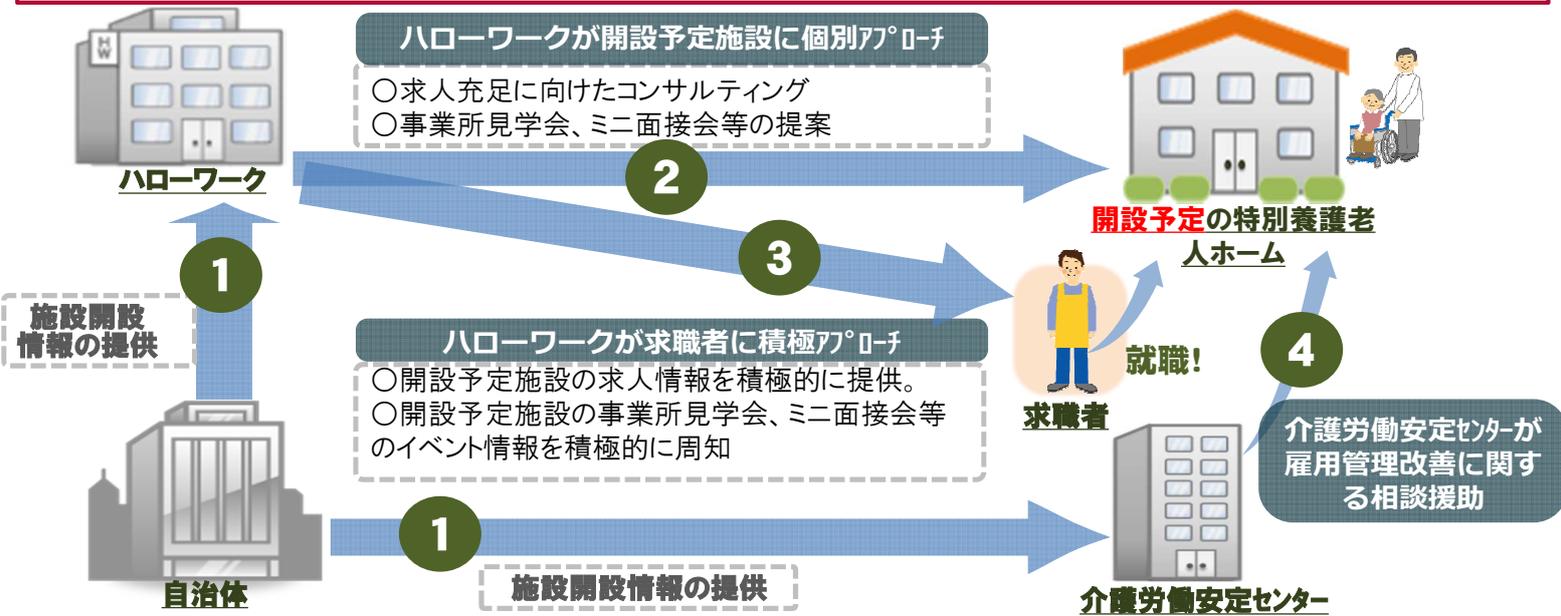
- 前回(第6期介護保険事業計画に基づく推計)実施した時のデータとの**比較**をする。
- 介護人材の需給推計はサービスの利用者数の影響を受けるため、推計にあたっては**介護保険事業(支援)計画の担当と連携**する。
- 推計の結果については、**前回と同様の方法で実施した場合であっても、制度改正等を踏まえ、推計方法が適切かどうかの確認**や推計結果について**分析**をする。

### < 留意点 >

- 需給推計の結果を踏まえ、**PDCAサイクル**を意識した**中長期的な人材確保**に向けた取組を記載する。
- 2025年だけでなく、**2020年代初頭も視野に入れた人材確保策**を記載する。

# ハローワーク・介護労働安定センターとの連携強化 (新規開設特養の求人充足に向けたモデル事業について)

- 1都3県(東京都、さいたま市、千葉市、横浜市)で自治体とハローワーク、介護労働安定センターが連携して、施設開設前からの支援をモデル実施。
- 関係者で構成される協議会を設置し、きめ細かな支援に向けた協議、効果的な広報を実施。
- 自治体が、特別養護老人ホームの開設情報をハローワーク、介護労働安定センターに提供
- ハローワークが、開設予定の特別養護老人ホームに個別アプローチ
- ハローワークが、求職者に積極アプローチ(開設予定施設の求人情報を求職者に積極提供)
- 介護労働安定センターが、定着まで含めた雇用管理改善に関する相談援助を実施。



## 被災地における福祉・介護人材確保事業

平成30年度予算額(案): 2.0億円  
(東日本大震災復興特別会計)

- 避難指示解除準備区域等の解除等により、福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ(30万円→50万円)や貸付対象者の拡大を図るとともに、新たに全国の介護施設等からの応援職員に対する支援を行うなど、取組の充実を図る。
- 全国的に介護人材の確保が課題となっている状況ではあるが、各都道府県においては、管内の事業者等に対して当該事業の積極的な周知を図るなど、応援職員の確保にご協力をお願いしたい。

### < 事業スキーム >

実施主体: 福島県が適当と認める団体

#### 研修受講費等の貸与

##### 【貸付対象者】

- ①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- ②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者(平成30年度から新たに追加)

##### 【貸付内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)  
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2)就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)  
新・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
- ①世帯赴任加算
  - ・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
  - ・単身赴任の場合… 20万円
- ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)  
・20万円を上限(実費の範囲内)

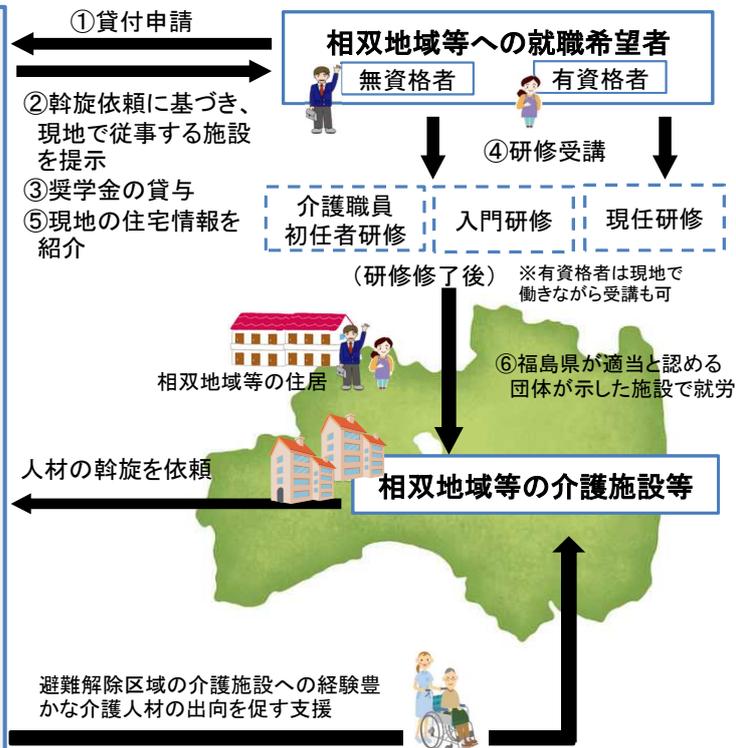
#### 住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

#### 事業の広報

#### (新規) 出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に  
応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



# 被災地における福祉・介護人材確保事業の実施状況

## 事業実績

- 事業に係る相談件数  
26年度：95件 27年度：51件 28年度：72件 29年度（11月末時点）：35件
- 奨学金の貸与  
・就職準備金 26年度：21人 27年度：36人 28年度：28人  
29年度（11月末時点）：17人

（参考）福島県外から相双地域等の介護施設等への就職者数  
26年度：45人 27年度：41人 28年度：48人 29年度（11月末時点）：28人

## 住まいの確保支援

- ・福島県と福島県宅建協会とで協定を結び、相双地域の介護保険施設等が不動産業者に対し住まいに関する相談を行ったり、情報提供を受ける仕組みを構築。
- ・採用予定の応募者に対し、施設・事業所近隣エリアの住宅情報を情報提供。

## 事業の周知・広報

- 雇用・労働・人材確保等の会議における事業説明の実施
- 相双地域等の法人等訪問
- 県外の介護福祉士養成校訪問
- 県外の学生等を対象とした就職フェアの実施（ブース出展）
- 県外避難者に対するパンフレット等の配布
- 関係機関へのポスター及びパンフレットの配布
  - ・県内施設事業所、県内並びに全国規模の職能団体及び事業者団体
  - ・県内外各関係機関、全社協、都道府県社協（福祉人材センター）等
- 就職応援ページの作成
  - ・県外からの就職者、奨学金利用者取材し、県社協HPに掲載
- JR東日本・東京メトロ主要駅へのポスターの掲示などの事業の周知に関する取組を実施。

<福島県社会福祉協議会ホームページでの広報>

今、福島の福祉にあなたの力が必要です。

介護職を目指すあなた。福島の福祉にチャレンジしませんか！！

～福島県外からの介護職資格取得・移住費用等の優遇制度を始めます。～

福島県では3.11以降、避難指示区域等が継続していることにより、現在も休止中の社会福祉施設が数多くあります。また、介護施設や障害者施設を運営する人が増えず、施設において再開している社会福祉施設では、震災の発生から3年たった今も人手不足が続いています。

南相馬市や飯館村など被災地域等では特に職員が足りず、去年12月の介護職の有職者率は5.11倍と、全国平均の2倍以上に達しています。

このため、福島県外からリターンして介護職に就く学生の方や福島県の被災地域等に移り住んで新たに介護職に就く人を対象に、介護職員初任者研修修了等の資格を取得するための研修費用を15万円を上限に、引っ越しなどのための支度金として一律30万円を、それぞれ貸し付ける優遇制度を始めます。

この制度では介護職として1年間働けば支度金の返済が、2年間働けば研修費用の返済がそれぞれ免除されます。

なお、この制度は現在、避難のため県外で暮らしている住民も利用できます。貸付条件、申請方法など詳細につきましては、以下の問い合わせ先にご確認ください。



<事業周知用ポスター(全国に配布・掲示中)>

## 介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯について

○介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、

- ① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、
- ② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。

### 平成19年改正

・資質向上の観点から資格取得方法を一元化(全ての者に一定の教育プロセスと国家試験義務付けを実施)【24年度施行】

※社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正法

### 平成23年改正

・新たな教育内容(喀痰吸引等)を踏まえ、国家試験の義務付け等を3年間延期【24年度→27年度施行】

※介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正法

### 平成26年改正

・介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、国家試験の義務付け等を1年間延期【27年度→28年度施行】

※医療介護総合確保推進法

### 平成28年改正

・平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて漸進的に導入  
※実務者研修については、受講環境の整備を図りながら、28年4月より施行

※社会福祉法等の一部改正法

■ は、施行済み ■ は、未施行(平成29年度より漸進的に実施し、平成34年度より完全実施予定)

	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
	3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法	都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法	文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後、国家試験に合格して資格を取得する方法
教育プロセス (実務経験研修)	実務経験 3年以上 + 実務者研修(6月以上* / 450時間*) *他研修終了による期間短縮・科目免除あり	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算 (注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

【参考】資格取得者数

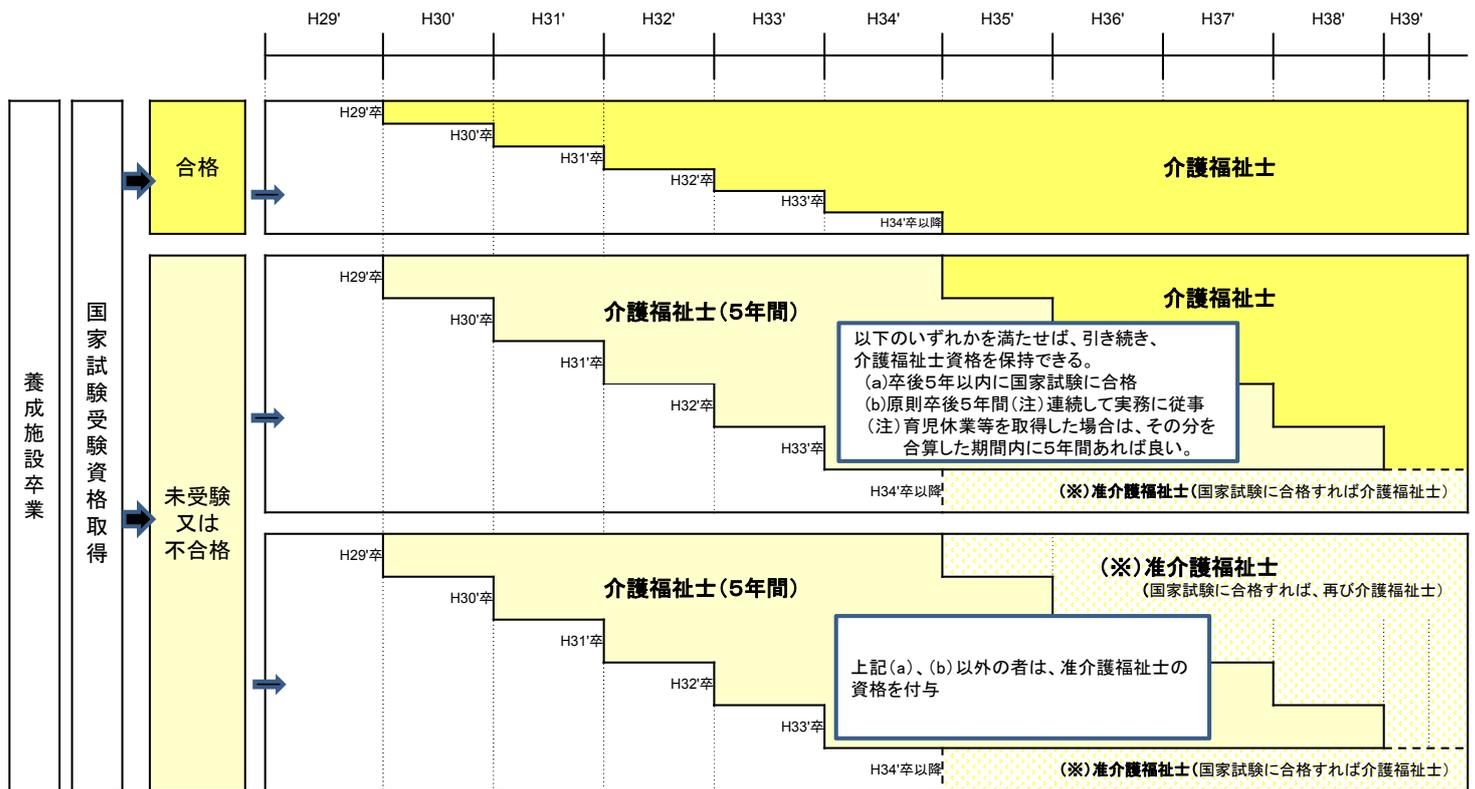
	累計		累計	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成28年度	約8.7万人	31	約0.8万人	(約0.3万人)

注1) 累計資格取得者数は平成29年3月末時点の登録者数、平成28年度の資格取得者数は平成28年3月末から平成29年3月末までの登録者の増加数を記載している。

注2) 福祉系高校ルートは実務経験ルートの資格取得者数に含むが、参考として、単年度増加数については平成29年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

# 養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

## 実務者研修の受講のための負担軽減策

○ 働きながらも、可能な限り負担を軽減した形で、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得ができるように、①他研修で履修済の科目の受講免除(450⇒320時間)や通信課程の活用、②受講費用の貸付(返済免除付き)③研修受講者の代替要員の雇上げを実施している。

### 【①他研修で履修済の受講免除や通信課程の活用】

○ 450時間の実務者研修について、他の研修を履修している場合には、その内容に応じて、一部科目の受講を免除。

研修名称	原則(実務者)	介護職員初任者	訪問介護員1級	訪問介護員2級	訪問介護員3級	介護職員基礎	その他 ・認知症実践者研修 ・喀痰吸引等研修
受講時間	450	320	95	320	420	50	認知症の理解Ⅰ・Ⅱや医療的ケアを免除



### 【②受講費用の貸付(返済免除付き)】

実務者研修受講費用20万円(上限) ・実施主体都道府県又は都道府県が適当と認める団体 補助率: 国9/10相当(定額)



貸付

介護福祉士を目指す  
介護現場で働く者

2年間、介護福祉士として継続して従事

修学資金の返済を  
全額免除



【介護の仕事】

### 【③研修受講者の代替要員の雇上げへの経費助成】

○ 地域医療介護総合確保基金で代替要員の雇上げ経費を支援。(国費補助率2/3)

## 第2 外国人介護人材の受入れについて

### 外国人介護人材の受入れについての考え方

#### 【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

#### 【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、人材不足への対応ではなく、各制度の趣旨に沿って進めていく。
  - ①EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
  - ②技能実習：日本から相手国への技能移転
  - ③資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ

#### 【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(3,529人を受け入れ、544名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

#### 【②技能実習制度への介護職種の追加】

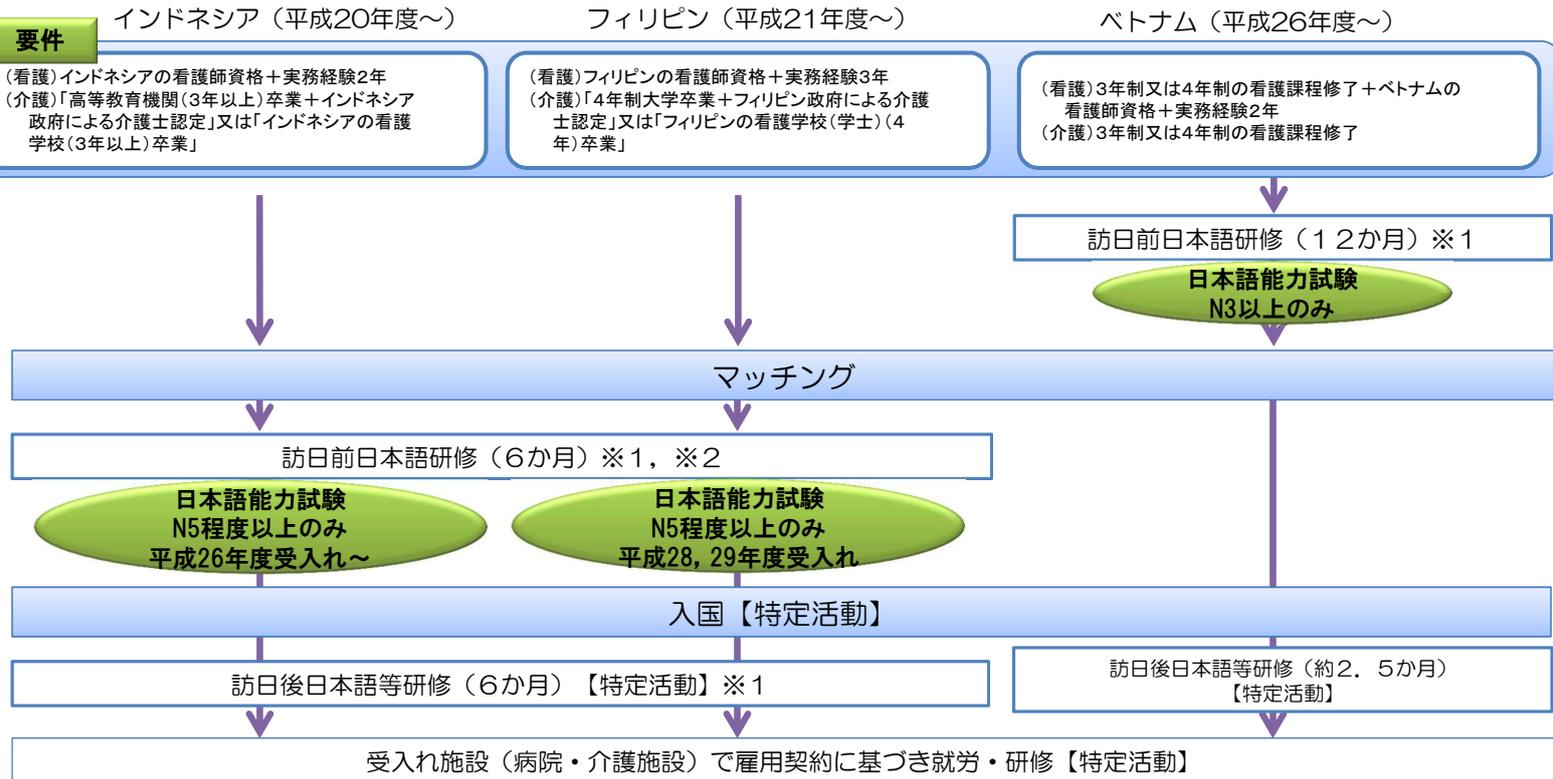
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

#### 【③資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する「入管法一部改正法」が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

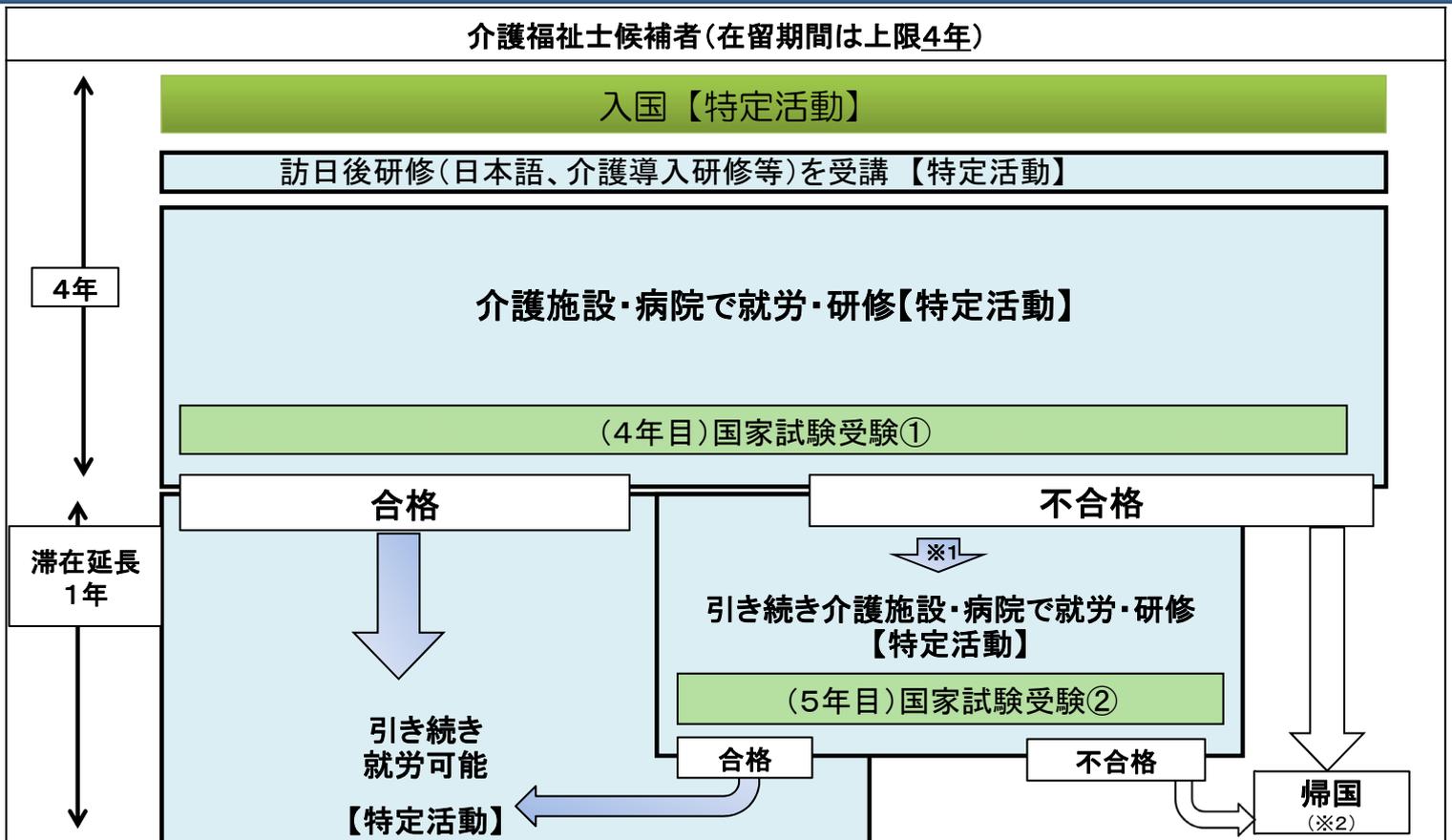
# 経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。  
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。  
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。  
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

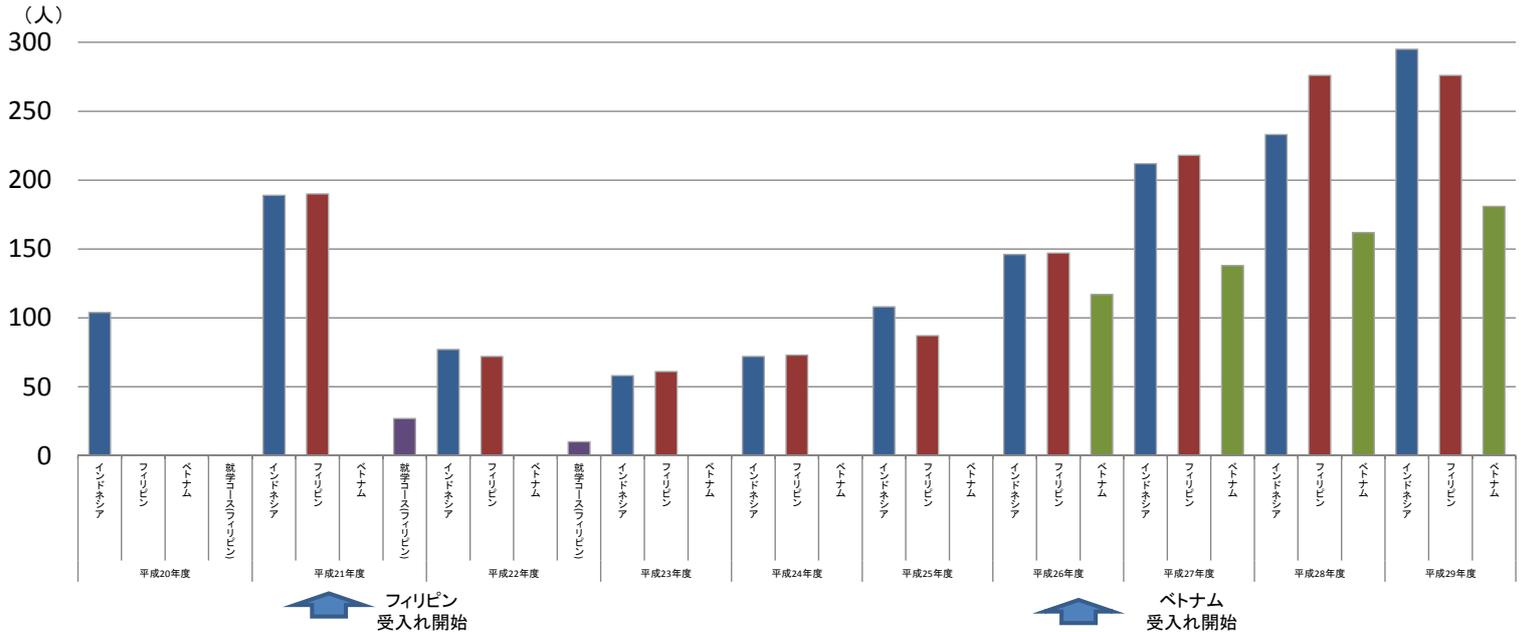
## 経済連携協定に基づく受入れの枠組（介護：入国以降）



（※1）一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。  
 （平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。）  
 （※2）帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。  
 注 【 】内は在留資格を示す。

# 介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は3,500人超。

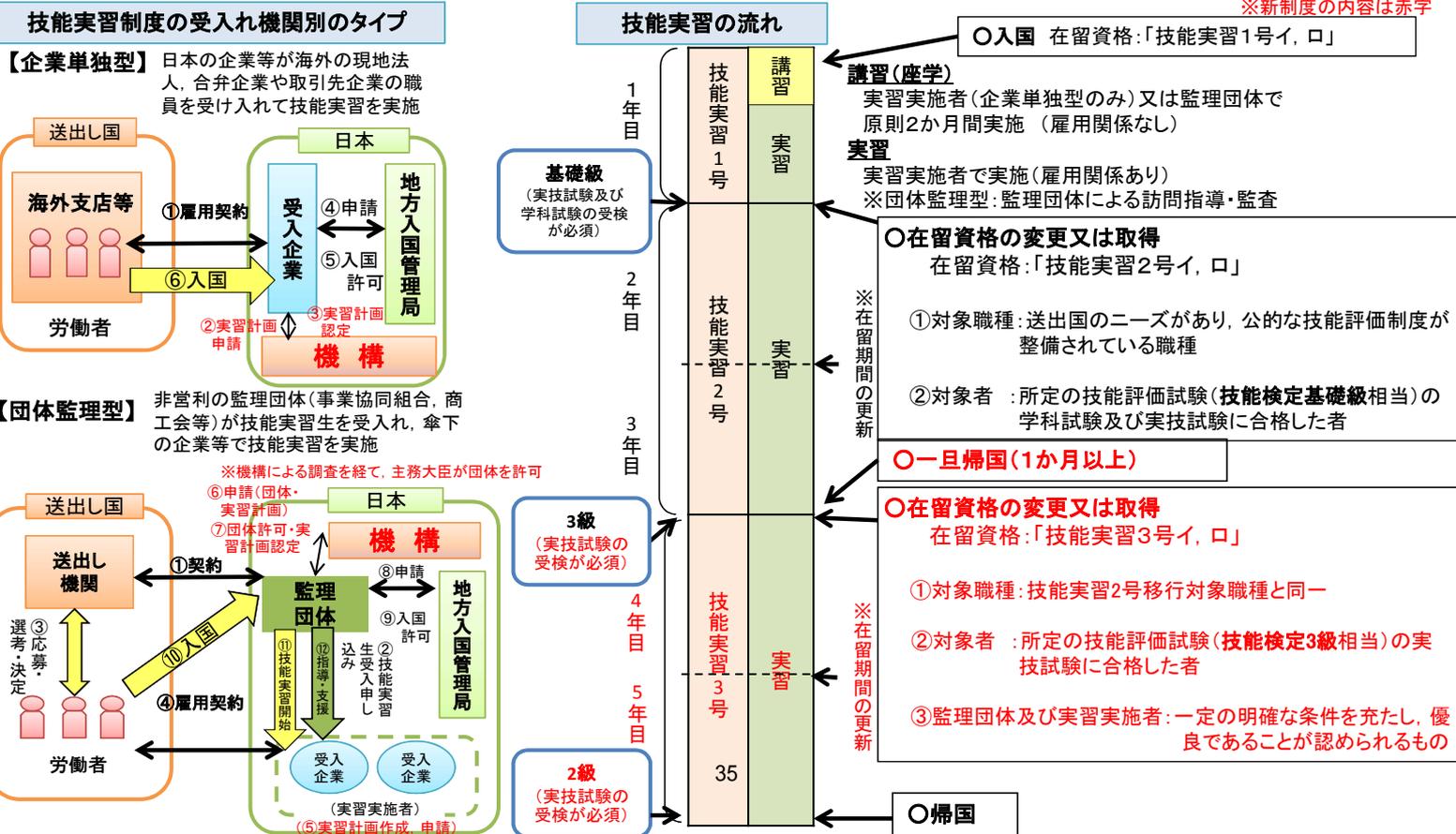


入国年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	累計	
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	1,494
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	1,400
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	598
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	3,492
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。  
 ※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

## 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約25万人在留している。  
※平成29年6月末時点



# 技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

<b>介護固有要件</b>  ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ・ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役員職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
<b>技能実習評価試験</b>	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し込み等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

## 技能実習生に関する要件

### 技能実習制度本体（主な要件）

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあつては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。（※）
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行つたことがないこと。

### 「介護」職種

< 技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。 >

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。（日本語能力要件）

第1号技能実習（1年目）	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習（2年目）	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J.TEST 実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」）における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

（※）同等業務従事経験（いわゆる職歴要件）については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したもののの中から、**技能実習責任者**を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、**修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員**を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から**生活指導員**を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

< 技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。 >

- **技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。**
- **技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。**
- 技能実習を行わせる事業所が、**介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)**を行うものであること。《p8参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、**開設後3年以上経過していること。**
- **技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。**  
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における**技能実習生の数が一定数を超えないこと。**《p9参照》
- **入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。**《p10~12参照》

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】 (白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。)

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援		指定訪問介護
放課後等デイサービス	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	第1号通所事業	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	老人デイサービスセンター	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	
	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	
障害者支援施設	老人短期入所施設	その他の社会福祉施設等
療養介護	指定短期入所生活介護	地域福祉センター
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	ハンセン病療養所
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者養護ホーム
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業
就労移行支援	有料老人ホーム※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	労災特別介護施設
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通園寮・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院又は診療所
身体障害者自立支援		病院
日中一時支援		診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

## 技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

### <団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

### <企業単独型の場合>

一般の実習実施者		優良な実習実施者	
1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

## 入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容		①日本語		②介護導入講習	
科目※	時間数	教育内容	時間数(※2)	教育内容	時間数
日本語【詳細は①】	240	総合日本語	100(90)	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
介護導入講習【詳細は②】	42	聴解	20(18)	コミュニケーション技術	6
法的保護等に必要情報	8※1	読解	13(11)	移動の介護	6
生活一般	—	文字	27(24)	食事の介護	6
総時間数	320※1	発音	7(6)	排泄の介護	6
		会話	27(24)	衣服の着脱の介護	6
		作文	6(5)	入浴・身体の清潔の介護	6
		介護の日本語	40(36)	合計	42
		合計	240		

(※1) 技能実習制度本体上定められているもの。  
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

(※2) 日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。( )内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
  - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
  - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
  - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
  - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
    - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
  - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。《p15参照》

介護に従事する外国人の受入れ(在留資格「介護」の創設)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革  
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

- 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)  
介護福祉士登録者数  
139.8万人(H27年度)  
介護福祉士養成施設数  
379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

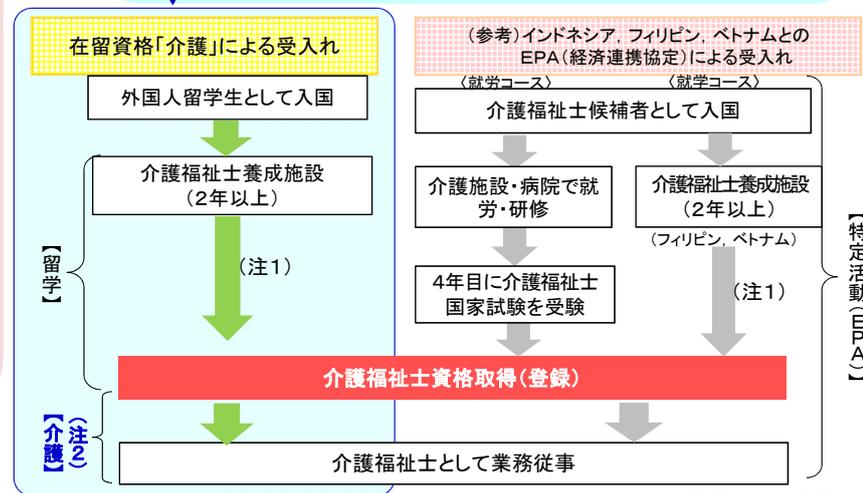
在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



(注2) 特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

※【】内は在留資格

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

都道府県福祉人材センター 事業実施状況

(福祉人材センター・バンク 平成28年度事業実績および平成29年度事業計画等調査(平成29年9月))

1. 職員体制(平成29年4月1日時点)

都道府県名	合計			所長								一般職員															
	うち 正規	うち 専任	うち 専任	合計		正規			非正規			合計		正規			非正規										
				うち 正規	うち 専任	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	うち 正規	うち 専任	専任	兼任	増減	専任	兼任	増減								
						常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤			比較	人数	常勤	非常勤	比較	人数	常勤	非常勤	比較	人数				
合計	558	192	463	44	41	19	18	-	23	-	1	-	2	-	185	111	140	79	-	32	-	51	10	9	4		
平均	12	4	11	1	1	1	1	-	1	-	1	-	1	-	4	2	4	2	-	2	-	3	2	2	1		
記入センター数	47	47	44	44	41	19	18	-	23	-	1	-	2	-	47	45	38	36	-	16	-	15	6	5	4		
北海道	7	3		1	1			1						2	2			2									
青森県	16	3	15	1	1			1						2	2	2	2										
岩手県	15	5	15	1	1	1	1							5	2	5	2					3					
宮城県	6	3	6	1	1	1	1							2	1	2	1					1					
秋田県	10	2	9											5	2	4	1	1				3		↑	1		
山形県	9	3	7	1	1			1						1	1			1	↓	1							
福島県	9	5	7	1	1			1						4	4	4	4										
茨城県	18	5	14	1	1			1						4	4	2	2	2									
栃木県	16	4	13	1						1				4	4	2	2	2									
群馬県	7	3	7											3	3	3	3										
埼玉県	19	4	19	1	1	1	1							9	3	9	3			↑	1	4	2		↑	4	
千葉県	17	2	17	1	1	1	1							4	1	4	1					3					
東京都	36	11	35	1	1			1						10	10	10	10										
神奈川県	20	5	19	1	1			1						10	4	10	4			↑	1	6			↑	3	
新潟県	7	2	5	1	1			1						1	1			1	↓	1							
富山県	12	4	10	1	1			1						3	3	2	2	1	↑	1							
石川県	9	4	9	1	1	1	1							3	3	3	3			↓	1						
福井県	8	8	8	1	1	1	1							3	3	3	3										
山梨県	10	4	4	1	1			1						5	3	2	1	2				1	1	↑	1		
長野県	13	1	13											9	1	9	1					8			↑	1	
岐阜県	17	5	17	1	1	1	1							3	3	3	3										
静岡県	18	6	13	1	1			1						3	2	2	1	1				1			↑	1	
愛知県	14	14	14	1	1	1	1							2	2	2	2										
三重県	17	3	17	1	1	1	1							9		9						9					
滋賀県	5	1	5	1	1	1	1			1				1	1	1	1										
京都府	15	4	15	1	1	1	1							5	3	5	3					2			↑	2	
大阪府	33	6	31	1	1			1						5	2	5	2					3					
兵庫県	6	2	5	1	1			1						2	1	2	1			↓	1	1					
奈良県	8	2	7	1	1			1						2	1	2	1					1					
和歌山県	9	3	7	1	1			1						4	2	3	2					1		1	↑	1	
鳥取県	8	3	3	1	1			1						5	2	1	1	1					3				
島根県	13	6	13	1	1	1	1							3	3	3	3										
岡山県	8	8		1	1			1						6	6			6	↑	1							
広島県	3	3	3	1	1	1	1							2	2	2	2										
山口県	11	4	11	1	1	1	1							10	3	10	3			↑	2	7			↓	1	
徳島県	7	2	5	1	1			1						1	1	1	1										
香川県	7	5	6	1	1			1						3	1	3	1					2					
愛媛県	8	3	1	1	1			1						3	1			1	↓	1		2					
高知県	9	5	9	1	1	1	1							2	1	2	1			↓	1	1			↑	1	
福岡県	6	4	1	1	1			1						4	3			3					1				
佐賀県	15	7		1	1			1						6	6			6	↑	2							
長崎県	10	3	8	1	1			1						1	1			1									
熊本県	11	2	9	1	1	1	1							3		1						1	1	1	↑	2	
大分県	11	1	7	1						1				3	1			1					2			↑	1
宮崎県	11	3	11	1	1	1	1							2	2	2	2			↑	1						
鹿児島県	8	3	7	1	1	1	1							4	2	3	2					1		1	↑	1	
沖縄県	6	3	6	1	1	1	1							2	2	2	2										

都道府県福祉人材センター 事業実施状況

(福祉人材センター・バンク 平成28年度事業実績および平成29年度事業計画等調査(平成29年9月))

1. 職員体制(平成29年4月1日時点)

都道府県名	求人・求職相談担当									福祉人材確保相談担当									キャリア支援専門員																	
	合計			正規			非正規			合計			正規			非正規			合計			正規			非正規											
	うち 正規	うち 専任	うち 正 規	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数	うち 正規	うち 専任	うち 正 規	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数	うち 正規	うち 専任	うち 正 規	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数			
																																		専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較
合計	87	8	82	6	1	1	-	59	16	1	3	10	2	10	-	2	-	7	1	-	-	135	25	129	14	7	4	-	92	12	6	-				
平均	3	2	3	2	1	1	-	3	2	1	2	1	2	1	-	2	-	1	1	-	-	3	2	3	2	7	2	-	3	2	3	-				
記入センター数	32	5	30	4	1	1	-	21	7	1	2	7	1	7	-	1	-	5	1	-	-	39	12	36	9	1	2	-	29	5	2	-				
北海道																															4	↑	1			
青森県	3		3					3				1		1																						
岩手県	2	2	2	2																																
宮城県																									1											
秋田県	2		2					2																												
山形県	3		3					3				1		1											1											
福島県																																				
茨城県	2		1					1		1																										
栃木県	4		4					4			↑	1																								
群馬県	2		2					2																												
埼玉県	6		6					2	4		↓	2																								
千葉県	6		6					6			↑	2	3	3																						
東京都	5		5					5			↑	1																					↓	1		
神奈川県	1		1					1			↓	1																								
新潟県																																		↑	1	
富山県	5		5					5			↑	2																								
石川県	4		4					2	2																											
福井県																									4											
山梨県	2									2																										
長野県																																				
岐阜県	4		4					4						1																						
静岡県	7		7					7																												
愛知県	2	2	2	1	1																															
三重県	2		2					2																												
滋賀県	1		1					1																												
京都府	5		5					5																												
大阪府	1		1					1																												
兵庫県																																				
奈良県																																				
和歌山県																																				
鳥取県																																			↑	-
島根県	1		1					1																											↓	1
岡山県																																				
広島県																																				
山口県																																				
徳島県																																				
香川県	1	1	1	1																																
愛媛県	2	1	1					1																												
高知県	2	2	2	2																																
福岡県	1		1					1																												
佐賀県	1																																			
長崎県	1		1					1																												
熊本県	1		1																																	
大分県	2		2					2																												
宮崎県	3		3					3																												
鹿児島県																																				
沖縄県	3		3					3																												



## 2. キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格（複数回答）平成29年4月1日時点

都道府県名	キャリア支援専門員											事業者アドバイザー									
	28年度	29年度										28年度	29年度								
	配置状況人数	配置状況人数	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	介護支援専門員	社労士	キャリアアカウンセラー	ハローワークOB	その他	その他資格内容	配置状況人数	配置状況人数	公認会計士	社労士	中小企業診断士	弁護士	税理士	その他	その他資格内容
合計	153	140	28	2	24	5	17	1	5	10	20		21	12	3	7	-	1	2	-	
平均	4	4	2	1	2	1	1	1	2	1	2		3	2	1	1	-	1	1	-	
配置センター数	40	39	15	2	14	5	12	1	3	9	13		8	5	3	5	-	1	2	-	
北海道	3	4																			
青森県	2	2											3	3	1	1		1			
岩手県	7	7			1	1			3												
宮城県	3	3	1																		
秋田県	3	3			1		1				1										
山形県	2	2	1																		
福島県	5	5	3		1	1				1											
茨城県	5	5			2		1			1	2	教員									
栃木県	3	3	1		1	1															
群馬県	4	4			2		1				1	ヘルパー2級、介護福祉士実務者研修									
埼玉県																					
千葉県	3	3																			
東京都	4	3	1	1	3		1														
神奈川県	5	5	3	1	2		2														
新潟県	4	5			1		1				3	社会福祉主事3名・初任者研修1名・福祉用具プランナー1名・栄養士1名・義肢装具士1名・幼稚園小学校教諭1名									
富山県	2	2	1		1																
石川県	1	1								1											
福井県	4	4																			
山梨県	2	2	1																		
長野県	4	4																			
岐阜県	3	3					2														
静岡県	3	5	3			1	1				1	就労支援員養成研修修了	4	4	1	3					
愛知県	7	7	1				1														
三重県	5	5	1					1			2	看護師、社会福祉主事									
滋賀県	2	2					1				1										
京都府																					
大阪府	15	15	8		5		3			1											
兵庫県	3	3								1											
奈良県	5	5							1	2											
和歌山県	3	3			1					1	2	労働行政経験者、介護労働安定センター経験者	2	2	1	1			1		
鳥取県	1	1																			
島根県	4	3									3	ホームヘルパー2級、福祉用具専門相談員、住環境コーディネーター									
岡山県	2	1																			
広島県																					
山口県																					
徳島県	2	1								1	1	キャリアコンサルタントなど									
香川県	2	2			1	1															
愛媛県	12																				
高知県	1	2								1	1										
福岡県																					
佐賀県	3	2	1								1	教員免許									
長崎県	4	3	1																		
熊本県	4	4	1							1											
大分県	3	3			2		2			1		ヘルパー2級	1	1		1					
宮崎県																					
鹿児島県	3	3																			
沖縄県																					

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成28年度実績）

#### ①求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	ハローワーク				市区町村社協				養成校、大学、高校等			
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	232カ所	3,127回	5,844件	734件	18カ所	287回	179件	61件	169カ所	291回	3,103件	450件
平均	7カ所	98回	195件	56件	3カ所	41回	30件	20件	15カ所	26回	282件	64件
取組センター数	32				7				11			
北海道	4カ所	26回	52件									
青森県									2カ所	2回	56件	56件
岩手県	8カ所	168回	95件		4カ所	120回						
宮城県	9カ所	83回	416件	62件					3カ所	3回	91件	7件
秋田県	9カ所	108回	93件									
山形県	8カ所	102回	332件	71件								
福島県												
茨城県	5カ所	120回	88件	20件	8カ所	80回	57件	25件				
栃木県	11カ所	184回	321件									
群馬県	3カ所	30回	26件		1カ所	12回	4件					
埼玉県	16カ所	57回	536件						12カ所	12回	43件	
千葉県												
東京都	6カ所	169回	306件	101件	1カ所	24回	42件					
神奈川県	11カ所	155回	306件		2カ所	2回	11件		2カ所	3回	35件	
新潟県	5カ所	29回	54件	4件	1カ所	43回	62件	35件	1カ所	1回	24件	7件
富山県	6カ所	102回	169件									
石川県	9カ所	110回	149件						18カ所	31回	346件	
福井県	2カ所	73回	63件									
山梨県	7カ所	107回										
長野県												
岐阜県												
静岡県	10カ所	96回	136件	54件								
愛知県	17カ所	252回	835件									
三重県	9カ所	84回	494件	82件					2カ所	3回	55件	55件
滋賀県												
京都府												
大阪府	13カ所	74回	120件	169件	1カ所	6回	3件	1件	37カ所	123回	822件	240件
兵庫県	8カ所	36回	74件									
奈良県	3カ所	92回	177件	19件								
和歌山県												
鳥取県	1カ所	4回	4件									
島根県	3カ所	33回	48件									
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	4カ所	48回										
香川県	4カ所	66回	114件	30件								
愛媛県	7カ所	204回	170件									
高知県	1カ所	7回	10件									
福岡県												
佐賀県	5カ所	60回	79件	40件					2カ所	3回	17件	17件
長崎県												
熊本県	9カ所	108回	168件	49件								
大分県	6カ所	172回	173件	33件					13カ所	23回	243件	68件
宮崎県												
鹿児島県	13カ所	168回	236件						77カ所	87回	1,371件	
沖縄県												

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成28年度実績）

#### ① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	就職相談会、合同面接会等				その他			
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	130カ所	147回	1,098件	60件	45カ所	307回	459件	38件
平均	7カ所	8回	69件	7件	3カ所	19回	31件	6件
取組センター数	18				16			

北海道	7カ所	7回	410件					
青森県	9カ所	9回	15件	15件	3カ所	3回	9件	9件
岩手県					7カ所	73回	73件	
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県	5カ所	7回	5件		7カ所	8回	16件	
栃木県					2カ所	19回	9件	
群馬県					1カ所	12回	7件	2件
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県	11カ所	14回	89件		2カ所	62回	52件	
新潟県	2カ所	2回	35件	8件	1カ所	1回	4件	
富山県					1カ所	5回	9件	
石川県	16カ所	16回	36件					
福井県					1カ所	22回		
山梨県	6カ所	7回						
長野県								
岐阜県								
静岡県	5カ所	5回	15件	1件	5カ所	5回	39件	
愛知県								
三重県	3カ所	3回	13件	13件				
滋賀県								
京都府								
大阪府	39カ所	41回	257件	1件	6カ所	8回	37件	
兵庫県	9カ所	10回	13件	6件				
奈良県	1カ所	1回	12件	3件	2カ所	32回	27件	6件
和歌山県								
鳥取県								
島根県					1カ所	10回	31件	
岡山県	6カ所	12回	91件	8件				
広島県								
山口県								
徳島県	2カ所	2回						
香川県	1カ所	1回	9件					
愛媛県								
高知県					3カ所	5回	32件	10件
福岡県								
佐賀県	1カ所	1回	5件	5件				
長崎県								
熊本県					2カ所	23回	55件	9件
大分県	4カ所	6回	50件		1カ所	19回	59件	2件
宮崎県	3カ所	3回	43件					
鹿児島県								
沖縄県								

#### 参考）出張相談と窓口相談の比較

出張個別相談				センター窓口	
カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	延べ相談受付数	求職登録数
594カ所	4,159回	10,683件	1,343件	15,923件	5,291件
17カ所	119回	324件	75件	1,990件	882件
35				8	

11カ所	33回	462件			
14カ所	14回	80件	80件	1,377件	753件
19カ所	361回	168件		1,977件	
12カ所	86回	507件	69件		
9カ所	108回	93件			
8カ所	102回	332件	71件		
25カ所	215回	166件	45件		
13カ所	203回	330件			
5カ所	54回	37件	2件		
28カ所	69回	579件			
7カ所	193回	348件	101件		
28カ所	236回	493件			
10カ所	76回	179件	54件	2,482件	490件
7カ所	107回	178件		1,695件	1,143件
43カ所	157回	531件			
3カ所	95回	63件			
13カ所	114回				
20カ所	106回	190件	55件		
17カ所	252回	835件			
14カ所	90回	562件	150件	988件	1,093件
96カ所	252回	1,239件	411件		
17カ所	46回	87件	6件	1,095件	
6カ所	125回	216件	28件	1,907件	560件
1カ所	4回	4件			
4カ所	43回	79件		4,402件	1,252件
6カ所	12回	91件	8件		
6カ所	50回				
5カ所	67回	123件	30件		
7カ所	204回	170件			
4カ所	12回	42件	10件		
8カ所	64回	101件	62件		
11カ所	131回	223件	58件		
24カ所	220回	525件	103件		
3カ所	3回	43件			
90カ所	255回	1,607件			

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成28年度実績）

#### ② 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	ハローワーク				市区町村社協				養成校、大学、高校等			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	49カ所	317回	2,770人	87件	1カ所	1回	15人		146カ所	265回	5,515人	346件
平均	4カ所	23回	231人	22件	1カ所	1回	15人		8カ所	14回	368人	173件
取組センター数	14				1				19			
北海道	4カ所	26回	194人						3カ所	3回		
青森県												
岩手県									10カ所	17回	142人	
宮城県												
秋田県	1カ所	12回	65人									
山形県												
福島県												
茨城県									1カ所	1回	50人	
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都									4カ所	12回	31人	
神奈川県	1カ所	3回	54人		1カ所	1回	15人		8カ所	9回	227人	
新潟県	5カ所	33回	409人	4件					3カ所	3回	126人	
富山県	2カ所	24回	193人						10カ所	10回	142人	
石川県	5カ所	9回										
福井県	1カ所	12回	141人						4カ所	7回	87人	
山梨県	1カ所	11回	50人	3件								
長野県	12カ所	110回	642人									
岐阜県												
静岡県									5カ所	6回	319人	
愛知県												
三重県	3カ所	15回	275人									
滋賀県												
京都府												
大阪府	7カ所	7回	146人	46件					36カ所	121回	2,906人	245件
兵庫県									2カ所	2回	57人	
奈良県									2カ所	2回	99人	
和歌山県												
鳥取県												
島根県									32カ所	45回	848人	
岡山県									2カ所	2回		
広島県									7カ所	7回	311人	
山口県												
徳島県									6カ所	6回		
香川県	1カ所	12回	175人						5カ所	5回	114人	101件
愛媛県												
高知県	4カ所	41回	426人	34件					4カ所	4回	56人	
福岡県												
佐賀県									2カ所	3回		
長崎県												
熊本県	2カ所	2回										
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成28年度実績）

#### ② 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	就職相談会、合同面接会等				その他				セミナー・講演会				説明会・面接会開催			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	34カ所	50回	659人	16件	14カ所	19回	106人	3件	244カ所	652回	9,065人	452件	103カ所	141回	8,207人	331件
平均	5カ所	7回	110人	8件	4カ所	5回	53人	3件	10カ所	26回	453人	75件	5カ所	7回	456人	41件
取組センター数	7				4				25				20			
北海道									7カ所	29回	194人					
青森県																
岩手県	12カ所	12回	431人						22カ所	29回	573人		6カ所	7回	184人	
宮城県													6カ所	8回	244人	19件
秋田県									1カ所	12回	65人					
山形県																
福島県																
茨城県									1カ所	1回	50人		6カ所	6回	146人	
栃木県													6カ所	7回	258人	
群馬県																
埼玉県													14カ所	15回	1,110人	
千葉県																
東京都					1カ所	1回			5カ所	13回	31人					
神奈川県									10カ所	13回	296人					
新潟県									8カ所	36回	535人	4件	5カ所	8回	326人	198件
富山県	1カ所	2回							13カ所	36回	335人		6カ所	6回	458人	
石川県									5カ所	9回			7カ所	7回		
福井県									5カ所	19回	228人					
山梨県	1カ所	4回	30人						2カ所	15回	80人	3件	7カ所	7回	28人	28件
長野県									12カ所	110回	642人					
岐阜県																
静岡県									5カ所	6回	319人		5カ所	31回	1,089人	
愛知県													1カ所	2回	336人	
三重県	5カ所	7回	17人	14件	1カ所	1回	9人	3件	9カ所	23回	301人	17件	3カ所	3回	238人	13件
滋賀県																
京都府																
大阪府	7カ所	7回	108人	2件					50カ所	135回	3,160人	293件	4カ所	6回	2,031人	
兵庫県	1カ所	1回	31人		4カ所	5回	97人		7カ所	8回	185人		6カ所	6回	1,059人	47件
奈良県									2カ所	2回	99人					
和歌山県																
鳥取県																
島根県	7カ所	17回	42人						39カ所	62回	890人		1カ所	1回	97人	
岡山県									2カ所	2回						
広島県									7カ所	7回	311人					
山口県																
徳島県									6カ所	6回			2カ所	2回		
香川県									6カ所	17回	289人	101件	2カ所	2回	115人	3件
愛媛県																
高知県									8カ所	45回	482人	34件				
福岡県																
佐賀県									2カ所	3回						
長崎県																
熊本県					8カ所	12回			10カ所	14回			9カ所	10回	114人	
大分県													5カ所	5回	300人	12件
宮崎県																
鹿児島県													2カ所	2回	74人	11件
沖縄県																

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成28年度実績）

#### ③ 求人事業所相談等支援実施状況（キャリア支援専門員による出張相談）

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外		
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	うち 社会福祉法人			カ所数	延べ回数	開拓求人数
カ所数				延べ回数	開拓求人数				
合計	3,381カ所	5,585回	1,021人	1,306カ所	1,761回	439人	415カ所	1,420回	
平均	130カ所	180回	128人	65カ所	88回	88人	138カ所	284回	
取組センター数	31			20			5		
北海道	128カ所	128回		54カ所	54回				
青森県	145カ所	145回		122カ所	122回				
岩手県	539カ所	539回		221カ所	221回				
宮城県	84カ所	84回	13人	43カ所	43回	3人	10カ所	10回	
秋田県		769回						638回	
山形県									
福島県									
茨城県	5カ所	5回		5カ所	5回				
栃木県	24カ所	24回		12カ所	12回				
群馬県	64カ所	64回		36カ所	36回				
埼玉県		147回						340回	
千葉県									
東京都	30カ所	30回							
神奈川県	53カ所	54回							
新潟県	156カ所	166回	454人	129カ所	137回	377人			
富山県	5カ所	5回							
石川県	32カ所	32回		19カ所	19回				
福井県	214カ所	1,126回		96カ所	499回				
山梨県	105カ所	105回		80カ所	80回		44カ所	44回	
長野県									
岐阜県									
静岡県	209カ所	209回	4人	146カ所	146回	1人			
愛知県		32回							
三重県	150カ所	150回							
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県	10カ所	10回		10カ所	10回				
奈良県	100カ所	115回	23人	32カ所	32回	4人			
和歌山県		119回							
鳥取県	115カ所	115回		24カ所	24回				
島根県	180カ所	180回	188人						
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県	31カ所	32回	112人	7カ所	9回	54人			
愛媛県									
高知県	110カ所	110回	80人	110カ所	110回				
福岡県									
佐賀県	38カ所	38回		21カ所	21回				
長崎県		81回							
熊本県	35カ所	35回		35カ所	35回				
大分県	182カ所	252回		104カ所	146回				
宮崎県									
鹿児島県	637カ所	684回	147人				361カ所	388回	
沖縄県									

### 3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成28年度実績）

#### ④ 求人事業所相談等支援実施状況（事業所向けアドバイザーによる出張相

参考）キャリア支援専門員と事業者アドバイザーの支援実績の比較

都道府県名	経営計画策定支援		採用計画策定支援		人事制度構築支援		職員研修支援		各種規程類作成支援		その他	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	54カ所	54回			21カ所	53回	18カ所	33回	30カ所	41回	83カ所	153回
平均	14カ所	14回			4カ所	9回	6カ所	11回	5カ所	7回	10カ所	19回
取組センター数	4		-		6		3		6		8	

キャリア支援専門員による出張相談		事業所向けアドバイザーによる出張相談	
カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
3,381カ所	5,585回	1,306カ所	1,761回
130カ所	180回	65カ所	88回
26		20	

北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県							3カ所	3回				
秋田県	3カ所	3回			2カ所	2回			4カ所	4回		
山形県											40カ所	40回
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					3カ所	3回			2カ所	2回	4カ所	4回
富山県												
石川県	22カ所	22回			2カ所	2回			1カ所	1回	1カ所	1回
福井県	26カ所	26回									3カ所	21回
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県	3カ所	3回					8カ所	8回	1カ所	1回	4カ所	4回
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県											21カ所	63回
奈良県					7カ所	25回	7カ所	22回	20カ所	31回		
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					4カ所	13回					6カ所	15回
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県					3カ所	8回						
宮崎県												
鹿児島県									2カ所	2回	4カ所	5回
沖縄県												

128カ所	128回	54カ所	54回
145カ所	145回	122カ所	122回
539カ所	539回	221カ所	221回
84カ所	84回	43カ所	43回
	769回		
5カ所	5回	5カ所	5回
24カ所	24回	12カ所	12回
64カ所	64回	36カ所	36回
	147回		
30カ所	30回		
53カ所	54回		
156カ所	166回	129カ所	137回
5カ所	5回		
32カ所	32回	19カ所	19回
214カ所	1,126回	96カ所	499回
105カ所	105回	80カ所	80回
209カ所	209回	146カ所	146回
	32回		
150カ所	150回		
10カ所	10回	10カ所	10回
100カ所	115回	32カ所	32回
	119回		
115カ所	115回	24カ所	24回
180カ所	180回		
31カ所	32回	7カ所	9回
110カ所	110回	110カ所	110回
38カ所	38回	21カ所	21回
	81回		
35カ所	35回	35カ所	35回
182カ所	252回	104カ所	146回
637カ所	684回		

# 都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

平成29年4～12月

県名	新規求人 人数(a)	新規求人 人件数	有効求人 人数(b)	有効求人 人件数	新規求 職者数 (c)	有効求 職者数 (d)	内学生	紹介・応募人数			採用人数(e)	
								内応募人数	内紹介人数	紹介による 採用人数		
01.北海道	6,739	3,331	2,139	1,052	1,241	408	23 (5.7%)	93	16	77	43	36
02.青森県	2,081	1,095	675	362	537	190	43 (22.7%)	123	1	122	118	118
03.岩手県	3,255	1,760	1,023	546	854	302	46 (15.2%)	161	3	158	118	118
04.宮城県	3,294	1,393	1,019	449	413	140	13 (9.2%)	57	8	49	31	30
05.秋田県	1,974	1,073	617	340	279	91	8 (8.5%)	108	1	107	70	70
06.山形県	2,751	1,420	832	428	533	170	8 (4.5%)	91	2	89	69	69
07.福島県	4,214	1,745	1,255	521	586	235	82 (34.8%)	27	4	23	12	10
08.茨城県	4,651	1,937	1,553	632	553	191	38 (20.1%)	80	6	74	32	30
09.栃木県	5,936	2,535	1,936	826	788	248	28 (11.2%)	173	7	166	51	50
10.群馬県	6,723	3,358	2,145	1,058	1,573	591	144 (24.4%)	241	14	227	157	154
11.埼玉県	15,317	6,192	5,045	1,999	2,239	894	319 (35.7%)	337	71	266	74	70
12.千葉県	8,471	2,932	2,874	977	459	162	34 (21.0%)	74	46	28	16	15
13.東京都	19,496	8,923	5,837	2,687	4,676	1,570	199 (12.7%)	1,526	552	974	278	195
14.神奈川県	17,912	6,985	5,608	2,179	2,122	746	145 (19.5%)	508	126	382	197	182
15.新潟県	3,976	1,630	1,411	537	724	315	150 (47.6%)	136	5	131	118	118
16.富山県	4,102	1,910	1,300	601	789	387	269 (69.5%)	184	3	181	171	171
17.石川県	4,279	2,380	1,368	750	1,281	499	136 (27.3%)	235	1	234	148	148
18.福井県	2,247	1,301	695	400	473	210	90 (43.1%)	128	1	127	102	102
19.山梨県	2,198	1,164	716	372	218	73	3 (4.0%)	61	14	47	26	26
20.長野県	4,172	2,100	1,267	628	588	217	70 (32.0%)	108	5	103	66	65
21.岐阜県	4,311	1,791	1,400	580	619	229	73 (32.0%)	101	2	99	69	69
22.静岡県	14,436	7,454	4,561	2,322	3,219	1,168	252 (21.6%)	665	10	655	528	524
23.愛知県	6,341	3,337	2,089	1,086	657	242	48 (19.6%)	57	30	27	12	6
24.三重県	4,392	1,737	1,410	555	884	277	15 (5.5%)	80	0	80	64	64
25.滋賀県	3,163	1,379	1,086	453	790	302	98 (32.6%)	72	8	64	7	7
26.京都府	7,907	3,568	2,553	1,147	1,985	904	456 (50.5%)	270	31	239	162	154
27.大阪府	8,650	3,801	2,782	1,232	1,857	635	47 (7.4%)	313	147	166	55	36
28.兵庫県	2,812	1,355	856	414	409	154	36 (23.1%)	93	11	82	26	24
29.奈良県	4,020	1,888	1,246	587	820	256	26 (10.3%)	215	7	208	136	136
30.和歌山県	2,244	1,165	693	358	686	249	29 (11.7%)	87	0	87	54	54
31.鳥取県	1,148	443	370	137	208	105	64 (61.1%)	28	1	27	7	7
32.島根県	3,740	2,165	1,183	668	1,004	441	224 (50.8%)	227	0	227	182	182
33.岡山県	4,710	1,728	1,572	566	481	195	99 (50.8%)	27	9	18	9	6
34.広島県	5,723	2,407	1,972	800	717	331	153 (46.3%)	43	6	37	18	16
35.山口県	1,852	783	562	234	598	213	40 (18.8%)	50	1	49	7	7
36.徳島県	3,112	1,498	974	465	1,606	513	45 (8.7%)	74	2	72	58	58
37.香川県	2,962	1,415	1,000	473	1,399	491	76 (15.6%)	68	1	67	50	50
38.愛媛県	2,654	1,162	794	343	433	154	29 (18.6%)	43	3	40	41	40
39.高知県	4,795	2,382	1,498	750	2,015	731	119 (16.2%)	123	1	122	82	82
40.福岡県	4,292	1,774	1,411	576	515	173	35 (20.2%)	92	12	80	27	24
41.佐賀県	970	515	304	161	536	167	3 (1.7%)	46	0	46	14	14
42.長崎県	3,684	2,147	1,244	694	930	313	61 (19.5%)	204	2	202	109	108
43.熊本県	2,536	1,306	815	420	311	115	55 (47.9%)	59	1	58	50	50
44.大分県	2,453	1,377	794	429	512	180	30 (16.8%)	97	1	96	67	67
45.宮崎県	2,182	1,197	693	377	370	126	18 (14.6%)	99	0	99	79	79
46.鹿児島県	2,053	1,019	654	323	441	143	9 (6.4%)	12	1	11	7	6
47.沖縄県	1,305	557	423	183	321	182	118 (64.7%)	16	2	14	10	10
合計	232,235	106,514	74,246	33,674	45,249	16,631	4,108	7,712	1,175	6,537	3,827	3,657
全国平均値	4,941	2,266	1,580	716	963	354	87	164	25	139	81	78

注) 表の合計について、四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

\* 有効求人人数・有効求人件数・有効求職者数は、平成28年4～12月の平均。

\* 新規求人人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介人数・応募人数・採用人数は累計。

\* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

\* 応募人数は、福祉人材情報システムが発行した応募用紙の件数(求職者が自ら申し込んだ件数)。

\* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった人数。

紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

平成29年4～12月

県名	有効求人倍率 (b/d)	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)
01.北海道	5.24	0.6%	3.5%
02.青森県	3.56	5.7%	22.0%
03.岩手県	3.38	3.6%	13.8%
04.宮城県	7.26	0.9%	7.5%
05.秋田県	6.75	3.5%	25.1%
06.山形県	4.90	2.5%	12.9%
07.福島県	5.35	0.3%	2.0%
08.茨城県	8.11	0.7%	5.8%
09.栃木県	7.81	0.9%	6.5%
10.群馬県	3.63	2.3%	10.0%
11.埼玉県	5.64	0.5%	3.3%
12.千葉県	17.71	0.2%	3.5%
13.東京都	3.72	1.4%	5.9%
14.神奈川県	7.52	1.1%	9.3%
15.新潟県	4.48	3.0%	16.3%
16.富山県	3.36	4.2%	21.7%
17.石川県	2.74	3.5%	11.6%
18.福井県	3.31	4.5%	21.6%
19.山梨県	9.84	1.2%	11.9%
20.長野県	5.82	1.6%	11.2%
21.岐阜県	6.10	1.6%	11.1%
22.静岡県	3.91	3.7%	16.4%
23.愛知県	8.62	0.2%	1.8%
24.三重県	5.08	1.5%	7.2%
25.滋賀県	3.60	0.2%	0.9%
26.京都府	2.82	2.0%	8.2%
27.大阪府	4.38	0.6%	3.0%
28.兵庫県	5.57	0.9%	6.4%
29.奈良県	4.86	3.4%	16.6%
30.和歌山県	2.78	2.4%	7.9%
31.鳥取県	3.54	0.6%	3.4%
32.島根県	2.68	4.9%	18.1%
33.岡山県	8.05	0.2%	1.9%
34.広島県	5.95	0.3%	2.5%
35.山口県	2.64	0.4%	1.2%
36.徳島県	1.90	1.9%	3.6%
37.香川県	2.04	1.7%	3.6%
38.愛媛県	5.14	1.5%	9.5%
39.高知県	2.05	1.7%	4.1%
40.福岡県	8.16	0.6%	5.2%
41.佐賀県	1.82	1.4%	2.6%
42.長崎県	3.98	3.0%	11.7%
43.熊本県	7.06	2.0%	16.1%
44.大分県	4.42	2.7%	13.1%
45.宮崎県	5.50	3.6%	21.4%
46.鹿児島県	4.57	0.3%	1.6%
47.沖縄県	2.32	0.8%	3.1%
合計	4.46	1.6%	8.5%
全国平均値			

参考) 前年度比  
(平成29年4～12月の累計/平成28年  
4～12月の累計)

新規求 人数(a)	新規求 人件数	新規求 職者数 (c)	採用人 数(e)
97.9%	93.5%	96.8%	75.4%
102.8%	93.4%	90.3%	116.8%
87.4%	87.3%	110.9%	65.6%
88.8%	84.4%	75.6%	37.8%
75.0%	70.1%	94.3%	68.0%
101.6%	101.5%	88.0%	150.0%
105.2%	108.0%	85.1%	17.6%
89.0%	85.9%	93.3%	60.4%
102.5%	101.6%	124.1%	58.6%
94.0%	98.2%	94.4%	87.2%
108.2%	100.4%	85.8%	21.6%
80.9%	88.8%	70.9%	61.5%
101.4%	98.7%	152.9%	27.1%
101.3%	101.4%	103.4%	63.5%
119.8%	128.4%	122.9%	196.7%
95.3%	90.7%	80.8%	105.6%
116.9%	113.0%	105.7%	96.7%
95.7%	99.8%	80.4%	192.5%
79.7%	81.5%	66.7%	48.1%
94.0%	88.7%	39.8%	35.1%
103.6%	99.8%	125.3%	63.9%
109.0%	108.0%	97.2%	94.6%
112.8%	115.0%	125.9%	57.1%
103.6%	98.7%	107.0%	82.1%
92.0%	87.3%	96.9%	8.5%
84.3%	84.0%	88.5%	75.0%
84.8%	82.0%	98.9%	46.6%
101.1%	99.7%	87.6%	113.0%
104.8%	105.6%	97.6%	83.4%
102.4%	108.9%	89.6%	78.3%
100.8%	91.3%	98.6%	43.8%
99.4%	106.5%	98.9%	105.8%
93.1%	96.5%	161.4%	15.8%
103.1%	102.6%	114.9%	14.1%
110.0%	109.7%	122.5%	58.3%
117.8%	118.3%	66.4%	66.7%
63.1%	63.0%	99.9%	90.9%
141.9%	126.2%	90.6%	91.1%
107.2%	105.9%	103.9%	69.5%
84.1%	77.9%	101.8%	46.6%
87.6%	98.7%	125.5%	107.7%
84.0%	86.9%	103.9%	96.5%
105.3%	109.4%	65.2%	48.1%
90.6%	88.0%	86.2%	70.5%
122.2%	116.8%	86.0%	97.5%
95.7%	97.3%	104.5%	58.3%
81.9%	79.3%	62.1%	37.0%
97.8%	96.8%	97.3%	64.2%

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県福祉人材センター一覧(平成30年1月現在)

都道府県	福祉人材センター名	〒	所在地	TEL
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 かでる2.7 3階	011-272-6662
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階	017-777-0012
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手2階	019-637-4522
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5662
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ	048-833-8033
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル6階	043-222-1294
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-5211-7923
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階	045-312-4816
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館2階	076-432-6156
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井県福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654
長野県	長野県福祉人材センター	380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4階	026-226-7330
岐阜県	岐阜県福祉人材総合対策センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 シズウエル3階	054-271-2110
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館5階	052-212-5516
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-227-5160
滋賀県	滋賀県介護・福祉人材センター	525-0032	草津市大路1-1-1 ガーデンシティ草津・エルティ932 3階	077-567-3925
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375 ハートピア京都地下1階	075-252-6297
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階	06-6762-9020
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-3507
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館	082-254-3415
山口県	山口県福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉倉375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階	088-844-3511
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階	092-584-3310
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2F	095-846-8656
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2-22 福祉総合センター内	0985-32-9740
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧  
 福祉人材バンク一覧(平成30年1月現在)

都道府県	福祉人材バンク名	〒	所在地	TEL
北海道	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6 あいよる21 3階	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4-893-1 旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター内3階	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館内	0157-22-8046
青森県	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター1階	0144-32-7111
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市宮園2-8-1 社会福祉センター内	0172-36-1830
群馬県	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940
	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1階	027-324-2761
東京都	太田市福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549 太田市福祉会館1階	0276-48-9599
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル7階	042-595-8422
神奈川県	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 総合福祉センター5階	044-739-8726
福井県	嶺南福祉人材バンク	914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センターあいあいプラザ内	0770-22-3133
静岡県	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階	055-952-2942
	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8 福祉交流センター3階	053-458-9205
愛知県	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115 総合福祉センター内	0532-52-1111
滋賀県	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36 長浜市民交流センター 1階	0749-64-5125
兵庫県	姫路市福祉人材バンク	672-8040	姫路市飾磨区野田町127 高田姫路南ビル7階	079-284-9988
和歌山県	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄1-23-1 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根県	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2階	0855-24-9340
広島県	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館内	0823-21-5013
高知県	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880-35-5514
福岡県	北九州市福祉人材バンク	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4 飯塚市社会福祉協議会内	0948-23-2210
長崎県	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市中津熊501 総合福祉センターウィズゆくはし	0930-23-8495
	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1	0956-24-1184
大分県	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7590
沖縄県	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

## 都道府県福祉人材センター・バンクにおけるハローワークとの連携状況

	一般のハローワークとの連携				福祉人材コーナーを設置しているハローワークとの連携			
	平成28年度		平成29年度		平成28年度		平成29年度	
	都道府県数	割合(%)	都道府県数	割合(%)	都道府県数	割合(%)	都道府県数	割合(%)
(1) ハローワークとの連携による共催事業の実施	42	89.4%	42	89.4%	42	89.4%	43	91.5%
(2) 福祉人材センター運営委員会へのハローワーク担当者の出席	12	25.5%	9	19.1%	26	55.3%	25	53.2%
(3) ハローワーク主催の福祉人材確保推進協議会への出席	14	29.8%	7	14.9%	35	74.5%	24	51.1%
(4) 福祉人材センターの各種施策の周知・広報の協力	47	100.0%	46	97.9%	45	95.7%	46	97.9%
(5) ハローワークの各種施策の周知・広報に対する協力	44	93.6%	42	89.4%	42	89.4%	44	93.6%
(6) 福祉人材センターの各種施策の周知・広報の協力作成したリーフレット等の配置の協力	46	97.9%	46	97.9%	45	95.7%	45	95.7%
(7) ハローワークへの労働市場情報の提供	8	17.0%	11	23.4%	15	31.9%	15	31.9%
(8) ハローワークへの求職者情報の提供	4	8.5%	5	10.6%	10	21.3%	15	31.9%
(9) ハローワークへの求人情報の提供	28	59.6%	28	59.6%	33	70.2%	35	74.5%
(10) ハローワークからの労働市場情報の提供	18	38.3%	16	34.0%	29	61.7%	31	66.0%
(11) ハローワークからの求職者情報の提供	9	19.1%	7	14.9%	14	29.8%	14	29.8%
(12) ハローワークからの求人情報の提供	27	57.4%	22	46.8%	31	66.0%	38	80.9%
(13) ハローワーク主催「介護就職デイ」への参加、協力	38	80.9%	39	83.0%	32	68.1%	38	80.9%

	平成29年度					
	センター数	割合(%)	出張箇所数	参考) ハローワーク数	出張先割合(%)	
(14) ハローワークへの出張相談	44	93.6%	340	一般ハローワーク数	465	73.1%
				総計	544	62.5%

※ハローワークにおける出張相談は、原則福祉人材コーナーを設置していないハローワークにて実施  
福祉人材コーナー設置ハローワークは79カ所(平成29年6月1日現在)

# ○福利厚生センター関係資料

## 都道府県事務局（業務受託団体）一覧

（平成30年2月現在）

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5524
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2959
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0928	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2F	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る375 ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ	086-226-2827
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ1F	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター	098-882-5703

## 福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成30年度)

### 健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

### 慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

### 万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

### 資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修
- 資格取得記念品贈呈

### 余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- テーマパーク、提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

### 情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウエルクラブFAXニュース

### 生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウエル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

### 地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

### ソウエルクラブ “クラブオフ”

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等200,000以上のメニューが優待利用



# ソウェルクラブのサービスメニュー一覧

(平成30年2月現在)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容
健康管理事業	●生活習慣病予防健診費用助成※	検査項目に応じて、1人当り 2,830円～4,120円 (乳がん・子宮がん検診は820円を限度に加算) 前立腺がん検診費用として、3,000円を限度に助成	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合にも助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に助成(ただし、生活習慣病予防健診の助成を希望しない場合のみ)
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる品目の中から希望する1品を給付
	電話健康相談	相談無料 通話料無料	・24時間365日、無料でいつでも電話で健康・医療相談、メンタルヘルス相談
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・コナミスポーツ・ルネサンスは法人会員料金で利用、カーブス入会金66%OFF
共済事業	●弔慰金・見舞金		
	・会員の死亡	60万円	
	・ " "	180万円 (就業中・通勤時の事故の場合)	
	・会員の配偶者の死亡	10万円	
	・高度障害見舞金	60万円	・会員が事故や病気により保険会社の定める高度障害(ただし、70歳6か月まで)が生じた場合
	・後遺障害見舞金	最高120万円 (就業中・通勤時の事故が原因)	・就業中・通勤時の事故が原因で後遺障害が生じた場合
・入院手術見舞金	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合、手術を行った場合には損害保険会社の認定した手術内容に基づき支給	
・災害(法人)	1法人当り 20万円	・災害救助法適用地域内に所在する建物又は住居が半壊以上又は床上浸水以上の被害を被った場合	
・ " (会員)	1人当り 1万円		
任意保険	任意加入の保険		任意に加入できる、お手頃な掛金で加入できる保険
	●ソウェル団体生命・医療保障・積立年金保険	優良割引が適用 3つの保障を別々に選べる	・団体生命保険(万一の死亡・所定の高度障がいにも備える保険) 配偶者・お子様も加入が可能 ・医療保障保険(病気やケガによる入院に備える保険) ・積立年金保険(老後の生活資金に備える保険)
	ソウェル傷害保険	団体割引、損害率による割引	事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険
	ソウェル入院保険	団体割引、損害率による割引	病気・ケガによる入院等を補償する保険
	ソウェルがん保険	団体割引、損害率による割引	がんに限定した保険、がんで入院1日目から何日間でも補償
贈呈事業	永年勤続記念品※	記念品の贈呈	・第1種会員(勤続満5年から30年勤続まで5年刻みで贈呈) ・第2種会員(勤続満5年の贈呈)
	●長期勤続者退職慰労記念品※	記念品の贈呈	・同一法人に通算して35年以上勤務した第1種会員の退職時に記念品を贈呈
	●結婚お祝品※	1人当り 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員が結婚した場合に贈呈
	●出産お祝品※	1人当り 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	●入学お祝品	1人当り 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員の子が小学校、中学校に入学した場合に贈呈
	資格取得記念品※	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈
研修事業	●海外研修	・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・ホテルは4つ星クラス	・2コース(老人・障害・児童福祉のコース) 8日間 参加募集20名 11月又は12月実施予定
	広報講習会		・広報の役割、広報誌の作成方法を学習
	レクリエーションリーダー養成講習会		・職場で活かせるレクリエーションについて実践的に学ぶ
	接遇講習会	・講習受講料及び教材費無料	・電話対応、接客方法等の接遇マナーについて、インターネットにより学ぶ
	メンタルヘルス講習会		・職場におけるメンタルヘルス対策について事例検討、体験学習を通じて学ぶ
	パソコン講習		・パソコンの主要ソフト(エクセル等)について、インターネットにより家庭等で学ぶ(e-ラーニング)
特別講習会		・ニーズに応える講習会を随時開催	
ディズニーアカデミー他	・ディズニーアカデミーは講習受講料一部参加者負担あり	ディズニーアカデミー、OJTスキルアップ、e-ラーニング(コンプライアンス、メンタルヘルス)	
ローン	特別提携住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 5,000万円	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%割安
	特別資金ローン	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より3.0%程割安
余暇活用事業	●クラブ・サークル活動助成※	1人当り 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成
	●指定保養所		
	・KKR宿泊施設	優待料金に加え	・KKR宿泊施設(国家公務員共済組合連合会)
	・休暇村	10%割引に加え	・休暇村
	・グリーンピア	5%割引(大沼・津南は10%割引)に加え	・グリーンピア
	・ダイワロイヤルホテルズ	特別優待料金に加え	・ダイワロイヤルホテルズ
	●第1種会員は割引+1人1泊2,500円引き(2種会員は割引のみ)		
	会員制リゾート施設		
	セラヴィリゾート泉郷	会員料金	・会員制リゾートホテル・別荘
	ラフォーレ倶楽部	会員料金	・会員制リゾートホテル
	テーマパーク	会員割引	・ハウステンボス
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～40%割引	・提携宿泊施設の割引利用
	レンタカー	会員割引 最高59%割引	・ニッポンレンタカー、日産レンタカー、オリックスレンタカー、タイムズカーレンタル、Jネットレンタカーなど
会員交流	掛金の一部を事業に充てることにより、参加費が割安	・都道府県事務局が主催する会員同士の親睦、リフレッシュを図る会員交流事業を実施(観劇、コンサート、スポーツ観戦、映画、国内旅行、テーマパーク、テーブルマナーなど)	
地域開発メニュー	レジャー施設、生活関連施設の割引利用	・都道府県事務局が地域において、割安メニューを開発	
ソウェルクラブ「クラブオフ」	優待料金	・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り湯、レジャー施設、グルメなど200,000以上のメニュー	
その他の事業	通信販売	会員割引 5%～15%割引	・ウィズカウネット(文具・事務用品)10%割引、ソウェルWEB書店5～15%割引
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、通信教育など
	ショッピングなど	会員割引 5～50%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、住宅建築、引越サービスなど
	ホームページ		http://www.sowel.or.jp
	ソウェルクラブニュース(FAX)		毎月1回、全事業所に配布
	情報誌「ソウェルクラブ」の発行		年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配布
	ハンドブックの発行		全会員に配布
事務マニュアル		各事業所に配布	
オリジナル手帳		サービス概要入りの手帳を希望する会員に配布	
オリジナルカレンダー		書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布	

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は、全ての会員が利用できるサービスです。  
(ただし、※印の事業については、会員番号「019」で始まる会員はご利用になれません。)

○都道府県別加入状況（平成29年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	802	43,661	907	88.4%
青森県	75	3,968	521	14.4%
岩手県	66	4,347	331	19.9%
宮城県	43	3,190	253	17.0%
秋田県	77	4,533	226	34.1%
山形県	106	6,347	239	44.4%
福島県	89	5,319	294	30.3%
茨城県	119	5,885	506	23.5%
栃木県	82	3,585	344	23.8%
群馬県	101	4,269	494	20.4%
埼玉県	142	7,032	824	17.2%
千葉県	81	3,989	657	12.3%
東京都	292	23,697	1,034	28.2%
神奈川県	59	3,286	787	7.5%
新潟県	50	4,094	434	11.5%
富山県	98	6,337	202	48.5%
石川県	63	3,157	306	20.6%
福井県	52	2,741	218	23.9%
山梨県	32	1,266	242	13.2%
長野県	61	2,989	349	17.5%
岐阜県	95	5,443	302	31.5%
静岡県	118	4,755	453	26.0%
愛知県	106	8,428	648	16.4%
三重県	138	7,024	312	44.2%
滋賀県	59	2,325	257	23.0%
京都府	85	4,313	462	18.4%
大阪府	79	5,926	1,188	6.6%
兵庫県	82	3,368	778	10.5%
奈良県	49	2,314	222	22.1%
和歌山県	51	1,907	217	23.5%
鳥取県	24	997	110	21.8%
島根県	15	656	263	5.7%
岡山県	64	5,568	363	17.6%
広島県	124	12,782	416	29.8%
山口県	68	4,337	343	19.8%
徳島県	74	3,105	175	42.3%
香川県	85	4,232	191	44.5%
愛媛県	63	4,811	216	29.2%
高知県	41	1,330	195	21.0%
福岡県	150	7,296	1,146	13.1%
佐賀県	37	1,754	243	15.2%
長崎県	88	4,865	528	16.7%
熊本県	96	4,238	664	14.5%
大分県	77	3,822	340	22.6%
宮崎県	62	3,637	383	16.2%
鹿児島県	54	2,955	593	9.1%
沖縄	111	3,770	449	24.7%
合計	4,585	259,650	20,625	22.2%

(注) 社会福祉法人数、厚生労働省調べ（平成28年度末現在）による法人数。

# 「地方公共団体推薦入試」を実施

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試から、「地方公共団体推薦入試」制度を実施しております。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

## 特 徴

- ① わが国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年（木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり）
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金（入学金、授業料等）：1年間合計約112万円（2年間の長期履修の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）を取得
- ⑥ 筆記試験が免除されます（選抜方法：書類審査、個別面接審査）
- ⑦ 木・金曜日の講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）で行い、土曜日の講義は文京キャンパスと清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約5分）で行います。
- ⑧ 専門実践教育訓練給付金の講座に指定されました。  
標準年限履修（1年履修）の場合、一定の要件を満たす方に48万円を給付。  
（詳細は厚生労働省等のwebページをご確認ください）

## 教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改善と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<http://www.jcsw.ac.jp/>

## 時間割

### ≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						講義
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

### ≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						講義
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

## これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

## 学費 (平成30年度) (2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	7,500	857,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	7,500	1,325,300

## 地方公共団体推薦入試

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査 (9:00 ~) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (平成30年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料 20,000円
	第2期	1/21 (日)	12/11 (月) ~ 1/5 (金)	1/30 (火) 正午	1/31 (水) ~ 2/7 (水)	
	第3期	3/3 (土)	1/15 (月) ~ 2/14 (水)	3/9 (金) 正午	3/10 (土) ~ 3/15 (木)	
	第4期	3/18 (日)	2/27 (火) ~ 3/9 (金)	3/18 (日) 17:00	3/19 (月) ~ 3/23 (金)	

※筆記試験が免除されます。

## 願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <http://www.jcsw.ac.jp>

平成30年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名		目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕	【面接授業開催日程】 ①30.8.7(火)～8.10(金) ⑤30.11.13(火)～11.16(金) ②30.8.28(火)～8.31(金) ⑥30.11.20(火)～11.23(金) ③30.9.9(日)～9.12(水) ⑦30.12.8(土)～12.11(火) ④30.10.30(火)～11.2(金) ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	30.4.3(火) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 ①30.10.20(土)～10.24(水) ⑤30.12.20(木)～12.24(月) ②30.11.8(木)～11.12(月) ⑥31.1.8(火)～1.12(土) ③30.11.27(火)～12.1(土) ⑦31.1.21(月)～1.25(金) ④30.12.15(土)～12.19(水) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	30.4.3(火) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者  (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース 30.7.4(水)～7.6(金) (2) 人事管理コース 30.9.6(木)～9.8(土)	30.6.4(月) 30.8.6(月) 中央福祉学院まで
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 30.10.25(木)～10.29(月)	30.4.3(火) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」指導者養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	30.5.12(土)～5.14(月)	30.4.12(金) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成30年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所に従事していること	2回	3,900人	1年 〔面接授業5日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設長の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 ①30.10.20(土)～10.24(水) ⑤30.12.20(木)～12.24(月) ②30.11.8(木)～11.12(月) ⑥31.1.8(火)～1.12(土) ③30.11.27(火)～12.1(土) ⑦31.1.21(月)～1.25(金) ④30.12.15(土)～12.19(水) ※公立施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第3条第一号イのいずれかに該当する者	1回	[第4期] 560人	9ヵ月 〔面接授業2日×4回〕 〔要実習者は実習指導 第1回3日、第2回2日〕	第4期 面接授業は、東京(1回)、大阪(2回)及びロフォス湘南(2回)の5会場。東京 大阪は、すべて土・日・祝日に実施。 日程の詳細は、別途「開催要綱」にて通知する。
4 介護職員実務者研修通信課程	介護福祉に関する必要な知識や技術を教授し、介護人材を養成すると同時に介護福祉士国家試験の受験資格を取得させる。	介護業務に従事、または従事する予定の者で、介護福祉に関する技能向上や介護福祉士の資格取得を目指す者	1回	704人	4ヵ月～9ヵ月	各スクーリングは社会福祉協議会(16府県市)にて設定する。
5 福祉施設長専門講座	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等であって社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	200人	1年 〔面接授業4日×2回〕	①30.7.7(土)～7.10(火) ②31.2.16(土)～2.19(火)
6 社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び介護報酬の請求実務等、会計実務能力の向上を図る。	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等	1回	1,000人	6ヵ月 〔面接授業3日〕	①30.8.4(土)～8.6(月) 入門コース ②30.8.25(土)～8.27(月) 入門コース臨時回 (申込者多数の場合に実施) ③30.10.2(火)～10.4(木) 初級コースA ④30.10.14(日)～10.16(火) 上級コース ⑤30.11.17(土)～11.19(月) 初級コースB ⑥30.11.24(土)～11.26(月) 中級コース(施設会計) ⑦30.12.12(水)～12.14(金) 中級コース(社協会計)
7 都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	30.8.1(水)～8.3(金)
8 市区町村社会福祉協議会管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	60人	3日	30.9.25(火)～9.27(木)
9 都道府県・指定都市社会福祉協議会中堅職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1回	60人	3日	31.2.10(日)～2.12(火)
10 都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	60人	3日	30.4.23(月)～4.25(水)
11 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者  (2)インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	2回  1回	各80人  30人	3日  3日	①30.7.29(日)～7.31(火) ②31.2.23(土)～2.25(月)  30.7.29(日)～7.31(火) 施設職員コース(第1回)と同時開催
12 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1回	120人	3日	31.1.18(金)～1.20(日)
13 福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 上級管理職員研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1回	60人	2日	30.12.3(月)～12.4(火)

※都合により変更する場合があります。

# 国立保健医療科学院において実施する研修（平成30年度）

平成30年2月1日 現在

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設および障害者福祉施設等）の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監督の意義を理解し、質の高い指導・監督を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設および障害者福祉施設等）の許認可、運営、経理の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	200人 (各100人)	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監督の意義を理解し、質の高い指導・監督を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し、自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	100人	3日間
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	福祉事務所長（情報交換・グループワークを含む全カリキュラムに参加できる者）	80人	3日間
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市及び福祉事務所において、生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅の児童福祉司又は児童心理司が、児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方	60人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の充実にむけ、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員（所長や相談指導員等）が、女性保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とします。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員（婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等）	25人	3日間
ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、政令市及び中核市の高齢者福祉担当部局の施設整備担当者 (2) 都道府県、政令市及び中核市の高齢者福祉担当部局のサービスマネジメント担当者	100人 (1) 50名 (2) 50名	2日間
〔問い合わせ先〕	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 <a href="http://www.niph.go.jp/">http://www.niph.go.jp/</a>			